

第4期東京都犯罪被害者等支援計画

～関係機関の連携強化による支援の充実～

【素案】

(案)

令和2年10月



目次

第1章 計画の基本的考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 支援の基本的考え方	2
4 計画の期間	2
第2章 都内の犯罪被害者等を取り巻く現状	3
1 都内における犯罪等の現状	3
2 都内における犯罪被害者等の現状	8
3 犯罪被害者等に関する都民の意識	13
第3章 施策の基本的な考え方	15
1 目指すビジョン	15
2 施策体系	16
3 推進体制	17
第4章 具体的な施策	19
基本的な方向Ⅰ 犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供	19
施策の柱1 総合支援体制の整備	19
1 総合的な支援体制の整備	19
2 区市町村における支援体制の充実に向けた取組	21
3 緊急支援体制の整備	23
施策の柱2 相談体制・情報提供の充実	24
1 東京都総合相談窓口における取組の充実・強化	24
2 性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化	26
3 犯罪被害者等への情報提供の充実	29
4 配偶者暴力・児童虐待等被害者に対する支援	31
施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援	33
1 経済的負担の軽減	33
2 精神的支援の充実	35
3 日常生活への復帰支援	37
4 二次的被害・再被害の防止に向けた取組	39
基本的な方向Ⅱ 犯罪被害者等を支える社会の形成	42
施策の柱4 都民の理解の増進	42
1 都民の理解の増進	42
施策の柱5 人材の育成と民間支援団体への支援	45
1 犯罪被害者等支援に係る人材の育成・専門性向上	45

2 民間支援団体の活動支援	47
3 個人情報管理の徹底に向けた取組	48
資料編	49
1 東京都犯罪被害者等支援条例	49
2 犯罪被害者等基本法	52
3 東京都犯罪被害者等支援推進会議設置要綱	56
4 東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱	59
5 犯罪被害者等の実態に関する調査（抜粋）	60
6 インターネット都政モニター「犯罪被害者等支援について」（抜粋）	74

第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族又はご遺族の方々（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命や財産を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった、直接的な被害にとどまらず、心身の不調等の精神的後遺症や治療費の負担等の経済的被害、さらには、周囲の方々の無理解や配慮に欠けた言動等による二次的被害にも苦しめられることがあります。

平成16年に制定された犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号、以下「基本法」という。）と、これに基づいて翌年国が策定した「犯罪被害者等基本計画」を受け、東京都（以下「都」という。）は、平成20年1月に「東京都犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。それ以降、三期にわたる支援計画に基づき、東京都総合相談窓口の機能強化や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援事業をはじめとした犯罪被害者等の方々に寄り添った支援、区市町村や民間団体等との連携強化、都民の理解の促進など、幅広く取り組んできました。

一方、都内における刑法犯の認知件数は全国と同様に減少傾向ですが、全国総数のうち1割強を占めており、犯罪被害者等の置かれている状況は依然として厳しいものとなっています。こうした現状を踏まえ、犯罪等により受けた被害を回復又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組を一層と充実させていくことが求められています。

そこで、都は、犯罪被害者等支援に対する姿勢を明確に示すとともに、社会全体での取組をより一層進めていくため、令和2年3月に「東京都犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定しました。そして、条例に基づく犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る計画として「第3期東京都犯罪被害者等支援計画」（以下「第3期支援計画」という。）を位置付けたところです。

この「第4期東京都犯罪被害者等支援計画」（以下「第4期支援計画」という。）は、これまでの三期にわたる支援計画を引き継ぐ計画であり、都の犯罪被害者等支援施策の進捗状況、国の第4次の基本計画策定等の動向などを踏まえ、都の犯罪被害者等支援の目指すビジョンや具体的な施策の方向を示しています。

2 計画の性格

第4期支援計画は、犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）第5条を踏まえた条例第8条の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、都が目指すビジョンや今後取り組むべき施策等を示す行政計画です。



3 支援の基本的考え方

基本法の前文には、「国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。」とあります。都は、この基本法で示されている支援の基本理念に基づき、条例第3条に4つの基本理念を定めています。

第4期支援計画において、都は、この4つの基本理念に基づき、支援を推進します。

① 個人としての尊厳の尊重

全ての犯罪被害者等が、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していること

② 適切な支援と二次的被害への配慮

犯罪被害者等の置かれている状況に応じた適切な支援が実施されるほか、二次的被害への十分な配慮がなされること

③ 途切れることのない支援

犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることのない支援が提供されること

④ 相互の連携・協力による支援

犯罪被害者等支援が、国、都、区市町村、民間支援団体等の相互の連携・協力の下に推進されること

4 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。ただし、計画期間内であっても、国の施策の展開、犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く状況の変化などに合わせ、必要な見直しを行いながら支援を進めていきます。

第2章 都内の犯罪被害者等を取り巻く現状

1 都内における犯罪等の現状

(1) 刑法犯の認知件数

全国における刑法犯の認知件数は、平成 14 年以降は減少に転じ、令和元年は 74 万 8,559 件となっています。

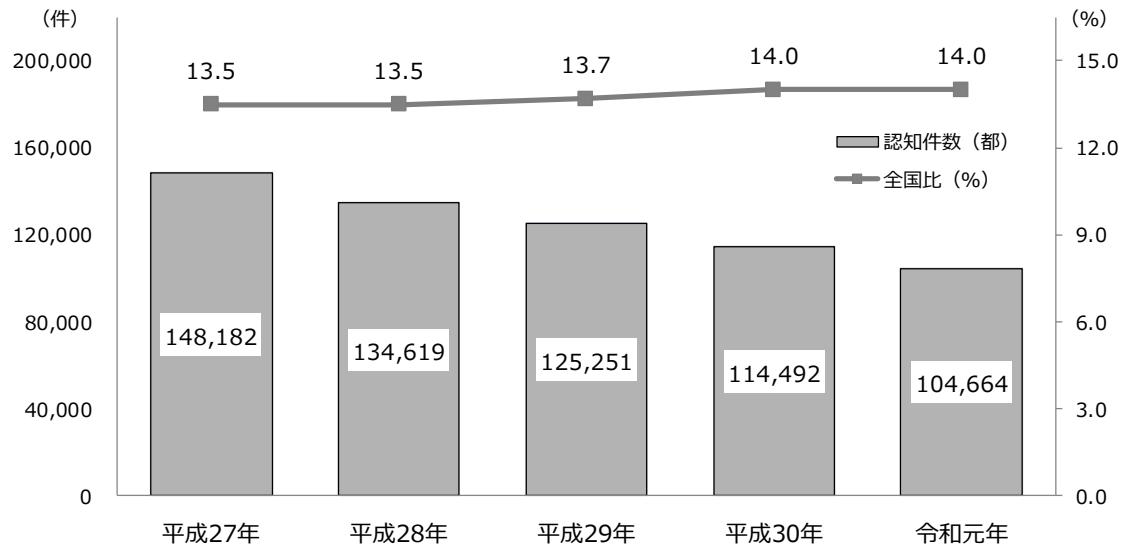
都内における刑法犯の認知件数も、平成 14 年の 30 万 1,913 件をピークに減少し続け、令和元年は 10 万 4,664 件であり、ピーク時の約 3 分の 1 となっています。

しかし、全国に占める都の件数の割合は上昇傾向となっており、令和元年は全国の 14.0% を都が占めていることから、都内における犯罪発生の水準は依然として高い状況にあります。

また、性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）をみると、ここ数年は概ね 900 件台の横ばいで推移しているものの、令和元年は全国のうち 14.7% を都が占めており、こちらも高い水準となっています。

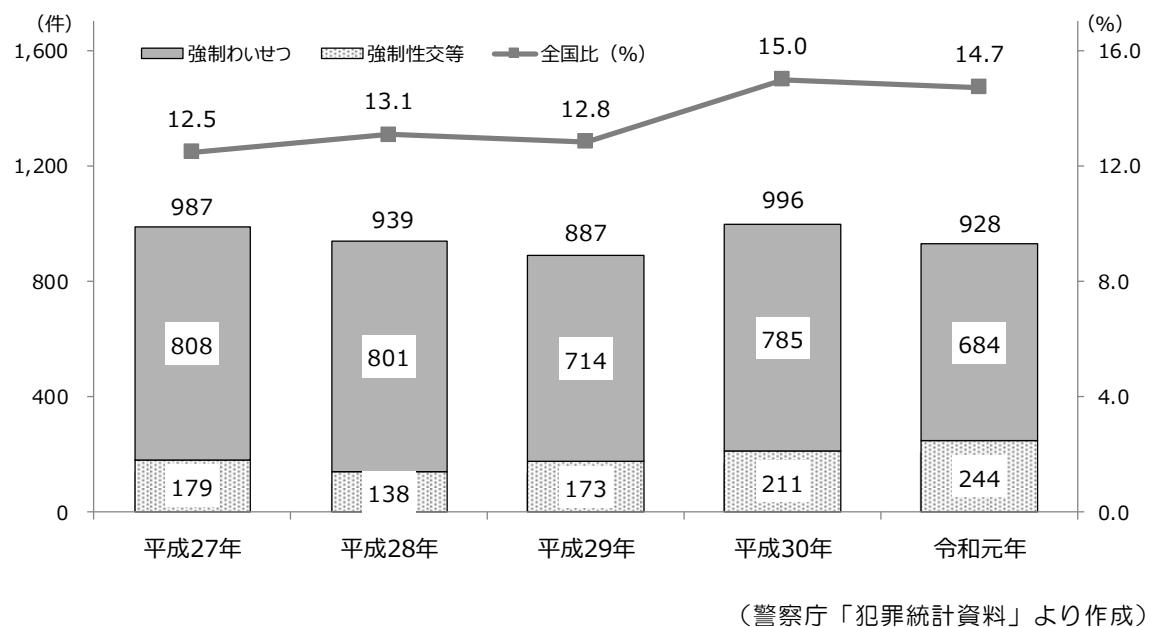
なお、ストーカー行為等に関する相談件数は減少傾向にあります。

【都内の刑法犯認知件数（総数）】

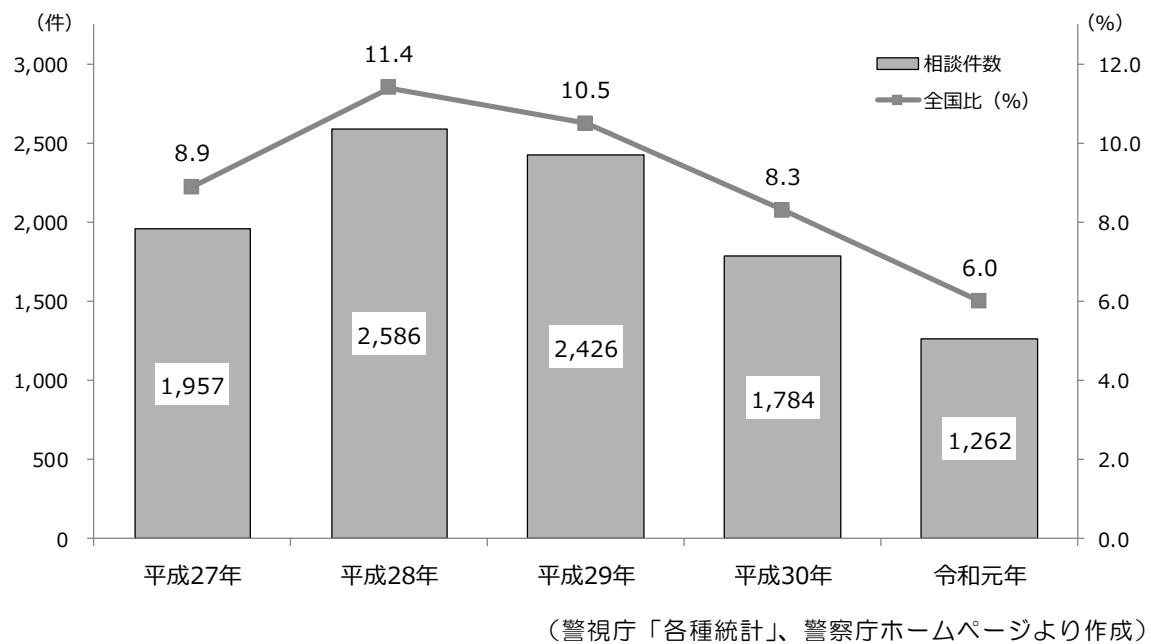


（警察庁「犯罪統計資料」より作成）

【都内の性犯罪（強制性交等及び強制わいせつ）に係る刑法犯認知件数】



【都におけるストーカー行為等に関する相談件数】



【都内における刑法犯認知件数（罪種別）】

罪 種 \ 年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 /令和元年
総 数	148,182	134,619	125,251	114,492	104,664
凶 悪 犯	757	696	692	684	660
殺 人	102	81	99	91	108
強 盗	399	402	351	332	255
放 火	77	75	69	50	53
強制性交等(強姦)	179	138	173	211	244
粗 暴 犯	8,972	8,701	8,345	8,437	7,586
凶器準備集合	-	-	1	1	2
暴 行	4,825	4,734	4,529	4,668	4,221
傷 害	3,198	3,142	2,936	3,026	2,682
傷害致死	6	7	3	7	8
脅 迫	556	540	583	496	457
恐 喝	387	278	293	239	216
窃 盗 犯	108,198	96,658	87,404	78,924	73,988
侵入窃盗	6,324	5,230	5,237	4,575	4,550
非侵入窃盗	101,874	91,428	82,167	74,349	69,438
知 能 犯	7,015	7,420	9,084	8,742	6,782
詐 欺	6,334	6,627	8,299	7,950	6,146
横 領	155	165	150	178	136
偽 造	518	618	623	605	486
汚 職	3	3	1	2	3
背 任	5	7	11	7	11
風 俗 犯	1,143	1,087	983	1,021	912
賭 博	23	27	22	17	8
わいせつ	1,120	1,060	961	1,004	904
そ の 他	22,097	20,057	18,743	16,684	14,736
略取誘拐	18	29	32	35	30
占離横領	5,379	4,801	4,069	3,866	2,674
公務執行妨害	576	505	469	462	441
住居侵入	1,131	1,059	943	835	878
器物損壊等	14,349	12,972	12,627	10,848	10,089
そ の 他	644	691	603	638	624

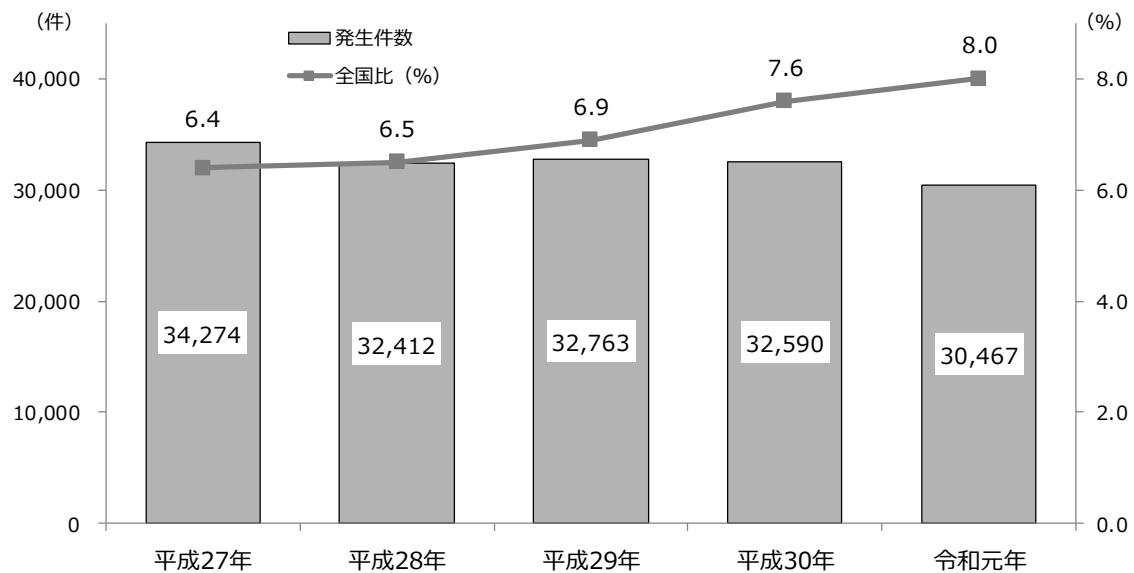
(警視庁「警視庁の統計」より作成)

(2) 交通事故の発生件数

都内における交通事故（人身事故）の発生件数は、平成 12 年以降減少傾向であり、令和元年は 3 万 467 件となっています。しかし、全国に占める都の件数の割合は、平成 28 年以降上昇に転じており、令和元年は全国のうち 8.0% を都が占めていました。また、交通事故による死者・負傷者数は減少傾向にあります。

なお、全国的にも平成 17 年以降減少し続けており、令和元年は 38 万 1,237 件となっています。

【都内の交通事故発生件数】



（警視庁「交通統計・交通事故発生状況」、警察庁「道路の交通に関する統計」より作成）

【都内における交通事故による死傷者数】

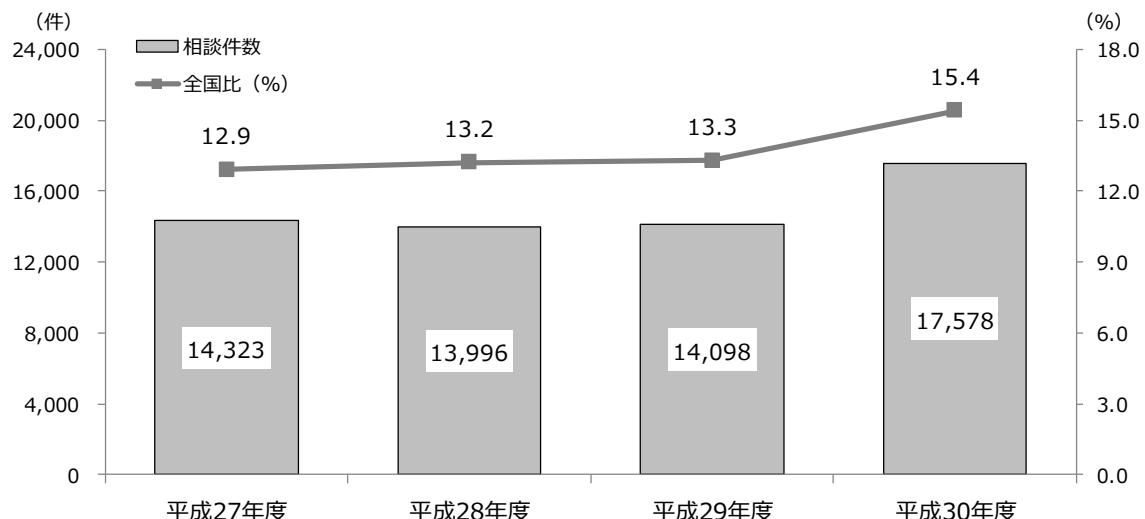
件 数 \ 年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
発生件数	34,274	32,412	32,763	32,590	30,467
死者数	161	159	164	143	133
負傷者数	39,931	37,828	37,994	37,443	34,777

（警視庁「交通統計・交通事故発生状況」より作成）

(3) 配偶者からの暴力に関する相談件数

都内の配偶者暴力相談支援センターにおける平成 30 年度の相談件数は、前年度比約 25% 増の 1 万 7,578 件となっています。これは、全国の都道府県の中で最も多い件数であり、全国のうち 15.4% を都が占めています。

【都内の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数】

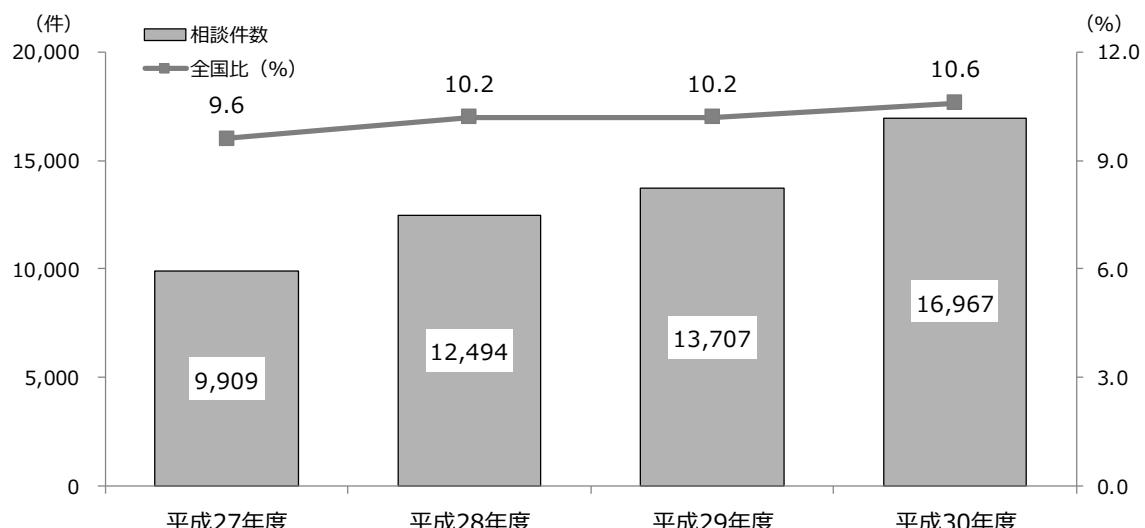


(内閣府男女共同参画局ホームページ掲載資料より作成)

(4) 児童虐待に関する相談件数

都内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は毎年度増加しており、平成 30 年度は、前年度比約 24% 増の 1 万 6,967 件となっています。全国的にも相談対応件数は増加傾向となっていますが、全国のうち 10.6% を都が占めています。

【都内の児童相談所における児童虐待相談対応件数】



(厚生労働省ホームページ掲載資料、福祉保健局「福祉・衛生行政統計」より作成)

2 都内における犯罪被害者等の現状

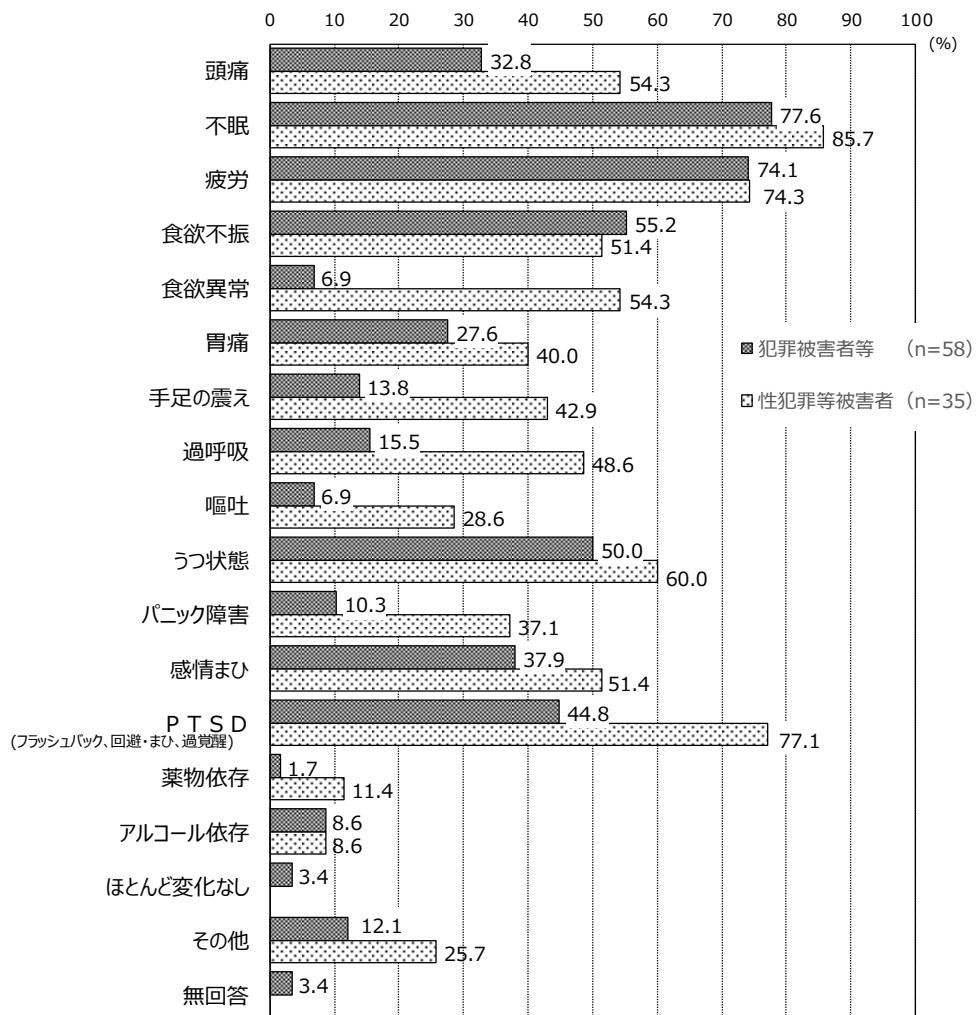
都は、支援計画の見直し等に当たって、都内の犯罪被害者等（犯罪被害者等（性犯罪等を除く）と性犯罪・性暴力被害者等を別に実施。）、被害者団体・被害者支援団体等、区市町村及び民間団体を対象とし、「犯罪被害者等の実態に関する調査」（令和2年1月）を実施しています。

（1）犯罪被害者等（性犯罪等を除く）及び性犯罪・性暴力被害者等に対する調査

○被害後の心身の状況の変化について

犯罪被害者等（性犯罪等を除く）の心身の状況の変化については、「不眠」が77.6%と最も多く、次いで「疲労」が74.1%となっています。また、5割以上の方が「食欲不振」、「うつ状態」の変化があったとしています。

また、性犯罪・性暴力被害者においては、「不眠」が85.7%と最も多く、次いで「P T S D（フラッシュバック、回避・まひ、過覚醒）」（77.1%）、「疲労」（74.3%）となっています。また、5割以上の方が「うつ状態」、「頭痛」、「食欲異常」、「食欲不振」、「感情まひ」の変化があったとしています。

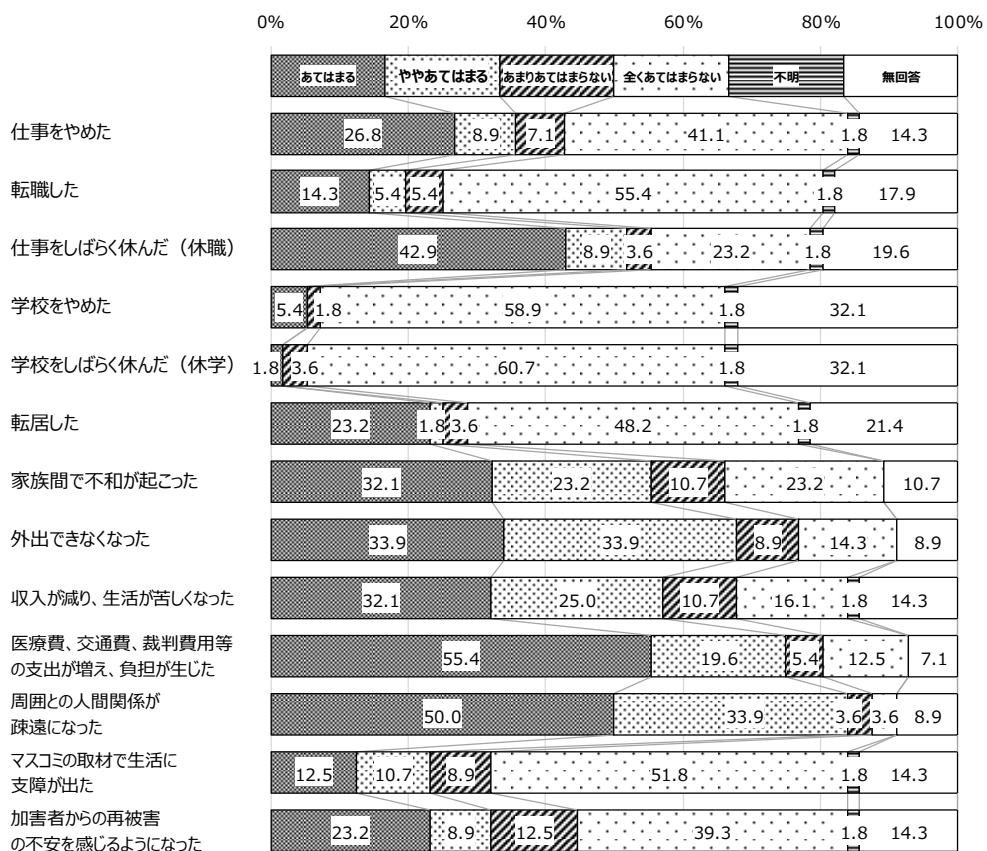


○被害後の生活上の変化について

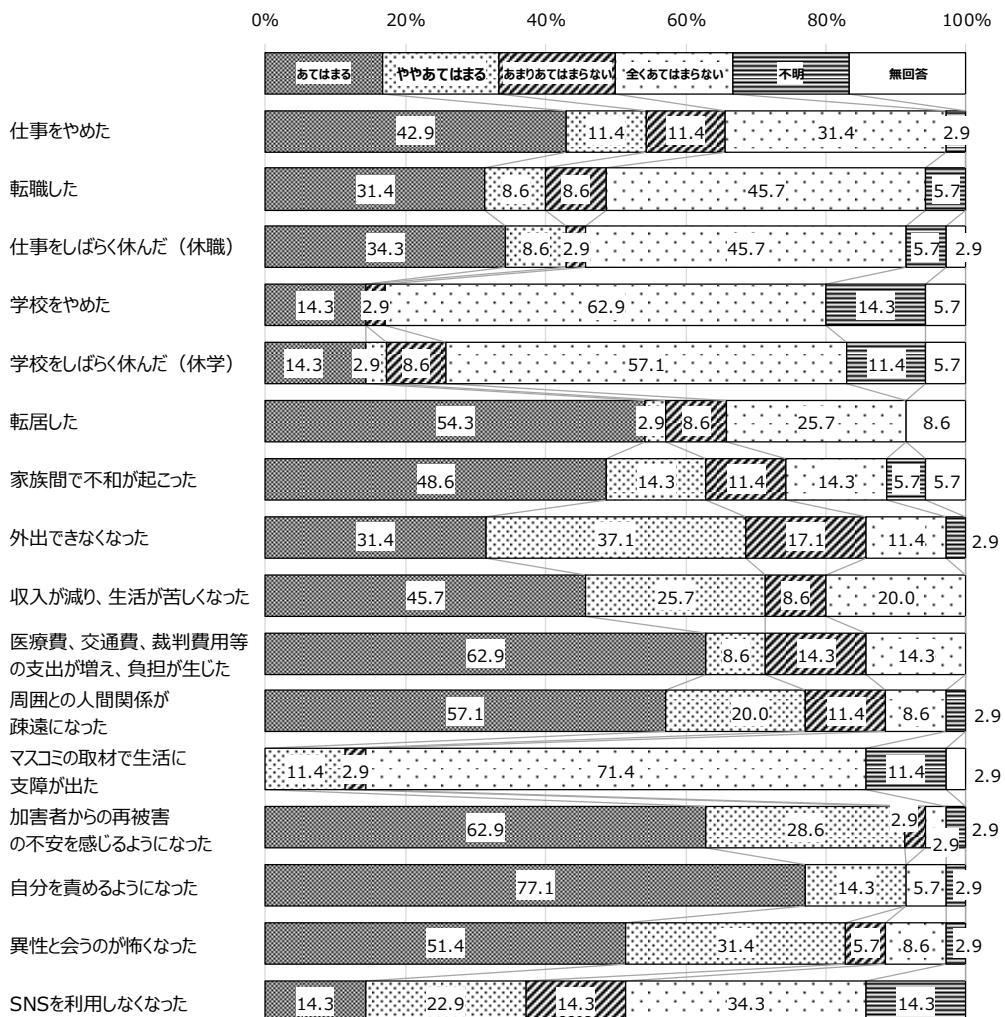
犯罪被害者等（性犯罪等を除く）の生活上の変化について、「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した方は、「周囲との人間関係が疎遠になった」が83.9%と最も多く、次いで「医療費、交通費、裁判費用等の支出が増え、負担が生じた」（75.0%）、「外出できなくなった」（67.8%）となっています。

また、性犯罪・性暴力被害者において「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した方は、「加害者からの再被害の不安を感じるようになった」が91.5%、「自分を責めるようになった」が91.4%とそれぞれ9割と多く、次いで「異性と会うのが怖くなった」（82.8%）、「周囲との人間関係が疎遠になった」（77.1%）となっています。

[犯罪被害者等（性犯罪等を除く）] (n=56)



〔性犯罪・性暴力被害者〕(n=35)

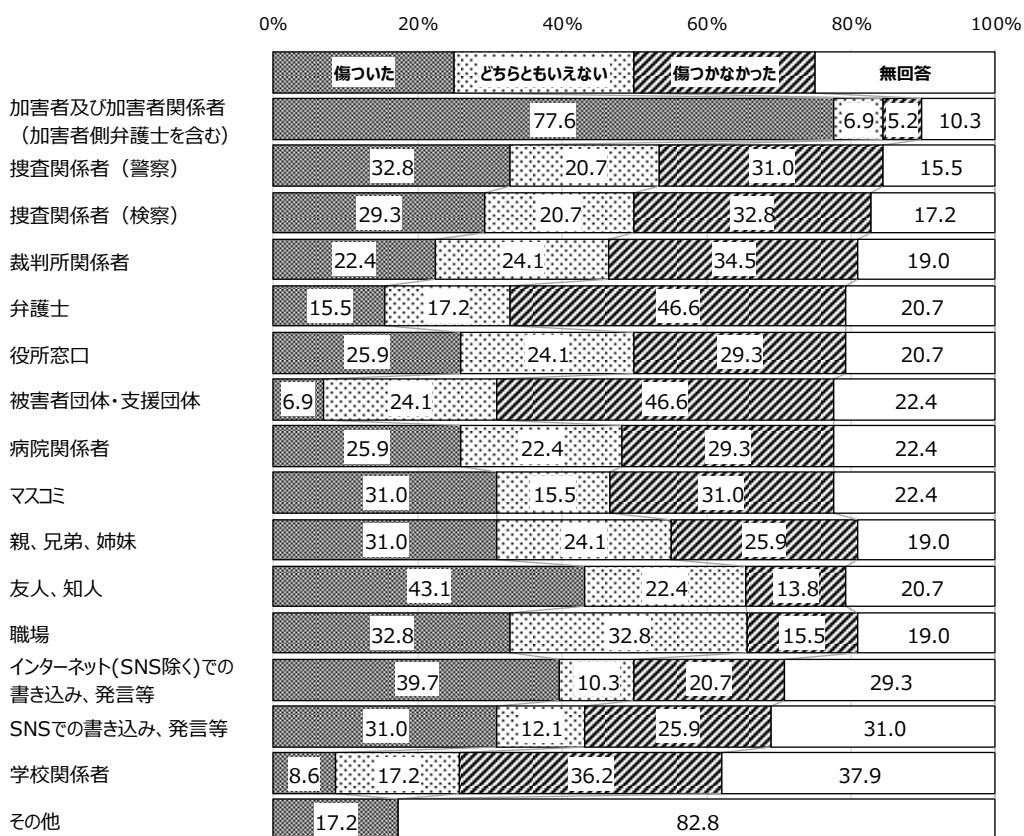


○被害後の二次的被害について

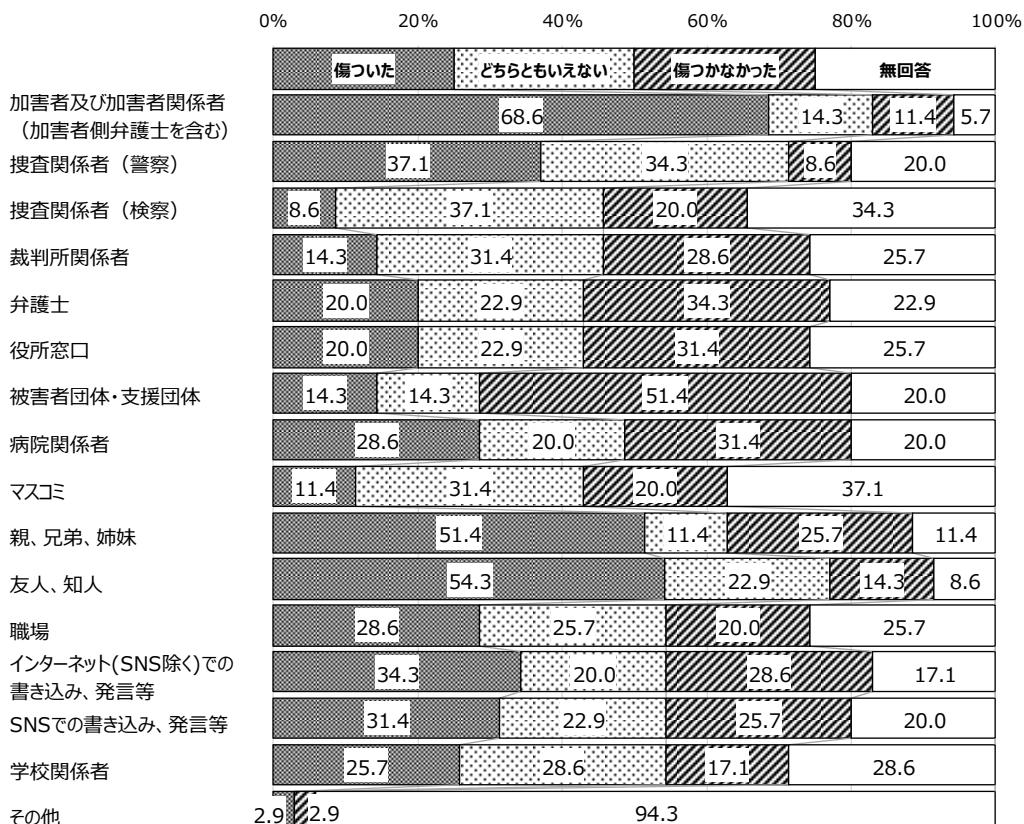
犯罪被害者等（性犯罪等を除く）が二次的被害により傷つけられた相手としては、「加害者及び加害者関係者（加害者側弁護士を含む。）」が77.6%と最も多く、次いで「友人、知人」(43.1%)、「インターネット（SNSを除く）での書き込み、発言等」(39.7%)、「捜査関係者（警察）」と「職場」（いずれも32.8%）となっています。

また、性犯罪・性暴力被害者においては、「加害者及び加害者関係者（加害者側弁護士を含む）」が68.6%と最も高く、次いで「友人、知人」(54.3%)、「親、兄弟、姉妹」(51.4%)と続きます。また、3割以上の方が、「捜査関係者（警察）」、「インターネット（SNSを除く）での書き込み、発言等」、「SNSでの書き込み、発言等」による二次的被害を経験しています。

[犯罪被害者等（性犯罪等を除く）] (n=58)



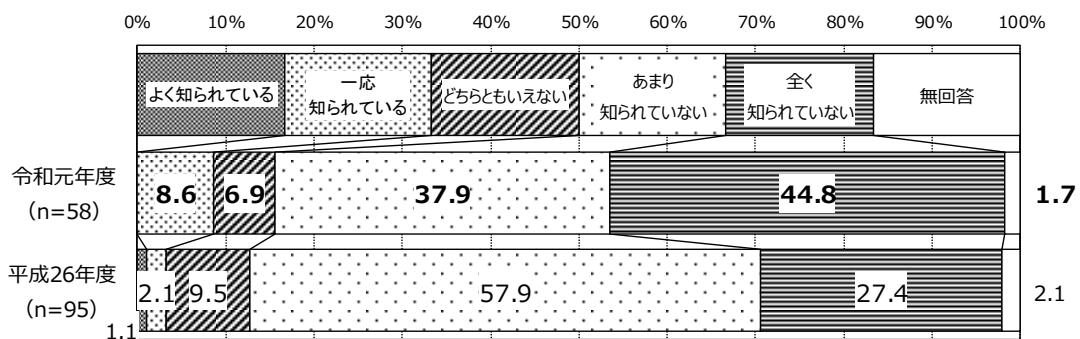
[性犯罪・性暴力被害者] (n=35)



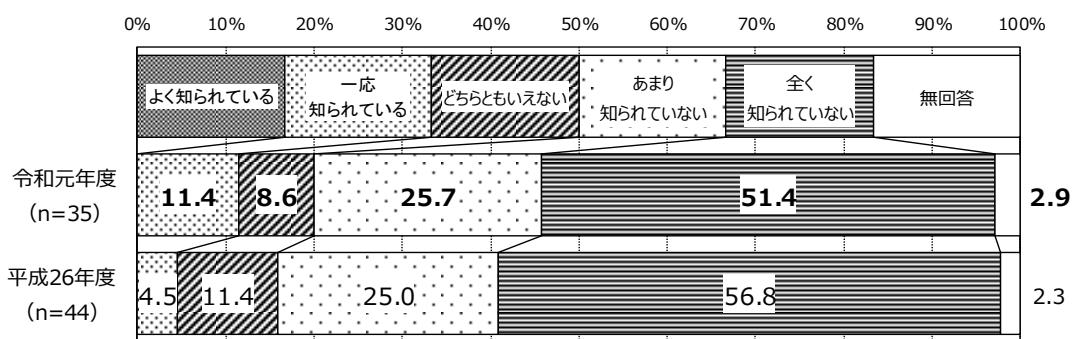
○被害者の置かれた状況等について

被害者の置かれた状況の世間一般の認知については、犯罪被害者等（性犯罪等を除く）の82.7%、性犯罪・性暴力被害者の77.1%が「全く知られていない」「あまり知られていない」と感じています。

[犯罪被害者等（性犯罪等を除く）] (n=58)



[性犯罪・性暴力被害者] (n=35)



(2) 被害者団体・被害者支援団体等及び性犯罪・性暴力被害者支援団体に対する調査

○今後の支援内容について

被害者団体・被害者支援団体等が今後力を入れていきたい支援内容については、「警察や行政機関との連携」が66.7%と最も多く、次いで「電話相談」(53.3%)、「面接相談」と「他団体との連携」(ともに40.0%)となっています。

また、性犯罪・性暴力被害者支援団体においては、「被害者の現状や支援の必要性を訴えるための啓発活動」が66.7%と最も高く、次いで、「国・自治体に対する要望・要請」、「警察や行政機関との連携」、「他団体との連携」がいずれも44.4%となっています。

(3) 区市町村に対する調査

○今後の支援内容について

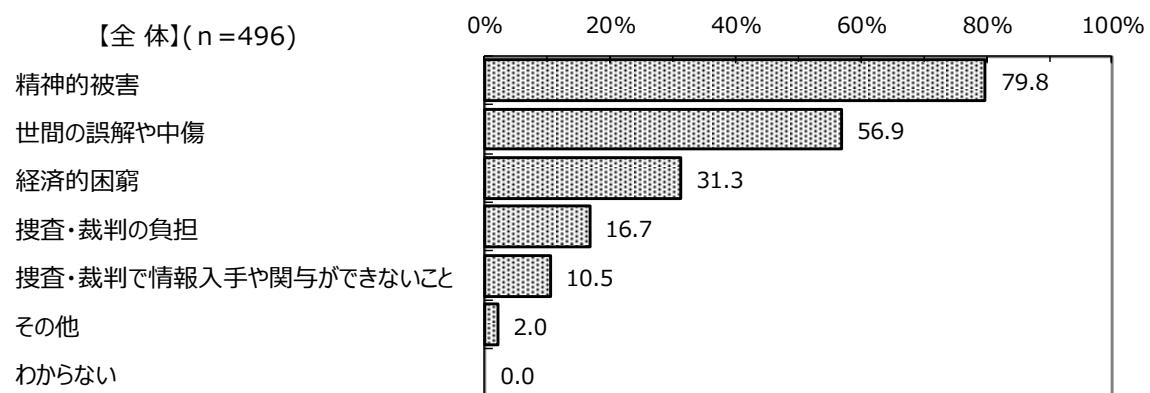
区市町村が今後充実させていきたい支援内容については、「警察や被害者支援団体との連携」が45.2%と最も多く、次いで「被害者の置かれた現状の理解を進めるための啓発活動」(35.5%)、「電話相談」(30.6%)、「面接相談」(29.0%)となっています。

3 犯罪被害者等に関する都民の意識

都は、支援計画の見直し等に当たって、犯罪被害者等支援に関するインターネット都政モニターアンケートを実施しています。これまで、平成19年度、平成22年度、平成27年度、令和元年度の4回実施しました

○犯罪被害者等の置かれた状況

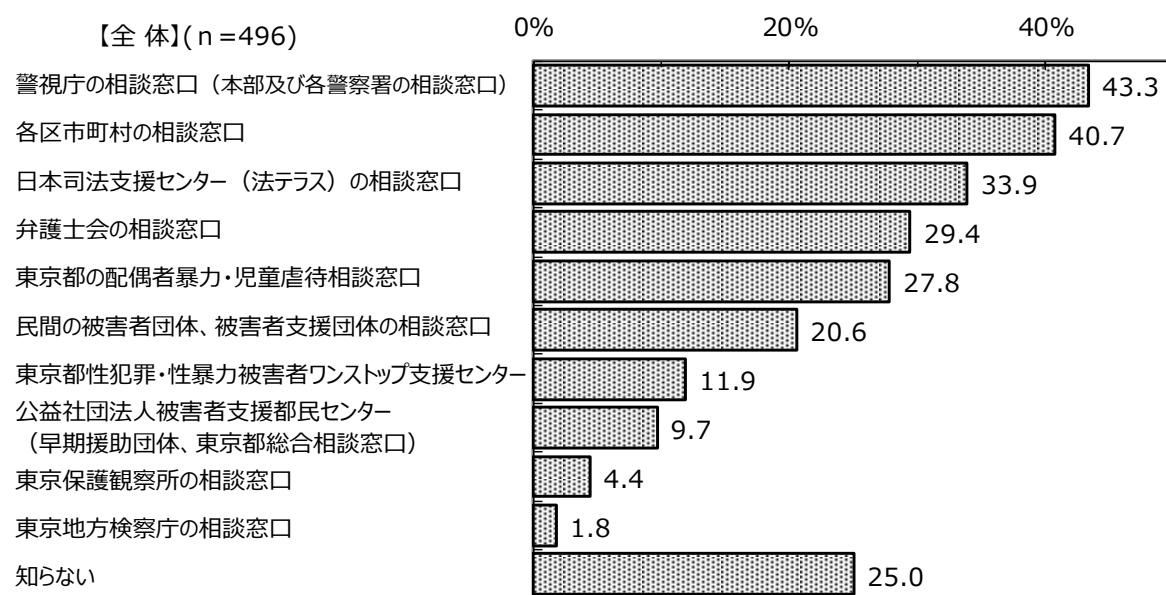
犯罪被害者等が直接的被害のほかに生じている被害や負担について、「精神的被害」(79.8%)が8割近くで最も高く、次いで「世間の誤解や中傷」(56.9%)、「経済的困窮」(31.3%)となっています。



○犯罪被害者等の相談窓口の認知度

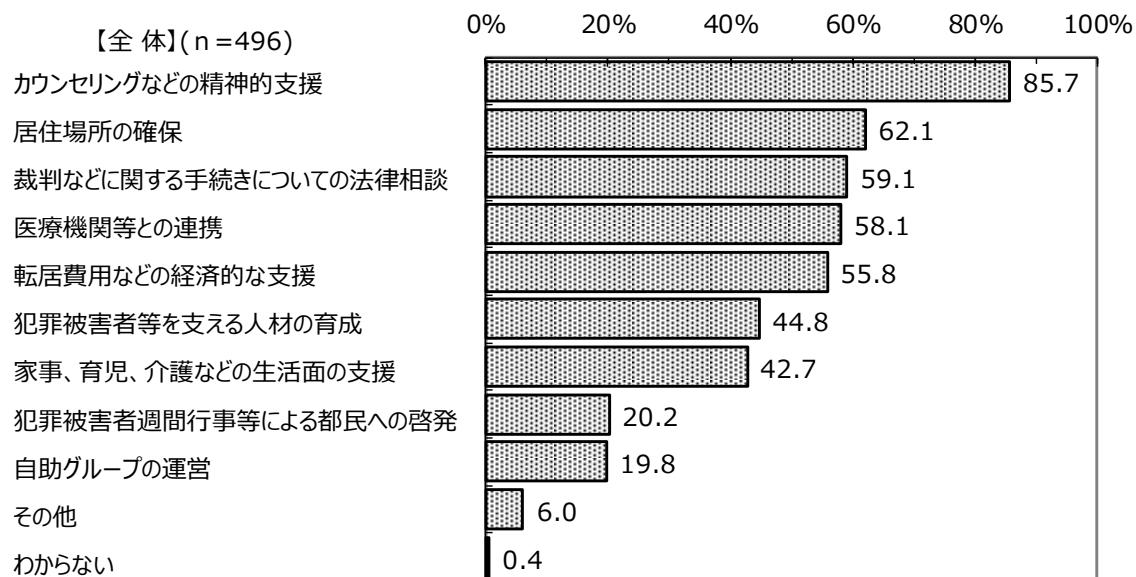
犯罪被害者等の相談窓口の認知度について、「警視庁の相談窓口（本部及び各警察署の相談窓口）」(43.3%)が約4割で最も高く、次いで「各区市町村の相談窓口」(40.7%)、「日本司法支援センター（法テラス）の相談窓口」(33.9%)などとなっています。

なお、いずれの相談窓口も「知らない」と回答した方は25.0%となっています。



○性犯罪・性暴力被害者に必要と思われる支援

性犯罪・性暴力被害者に必要と思われる支援について、「カウンセリングなどの精神的支援」(85.7%)が最も高く、次いで「居住場所の確保」(62.1%)、「裁判などに関する手続きについての法律相談」(59.1%)、「医療機関等との連携」(58.1%)などとなっています。



第3章 施策の基本的な考え方

1 目指すビジョン

関係機関の連携強化による支援の充実

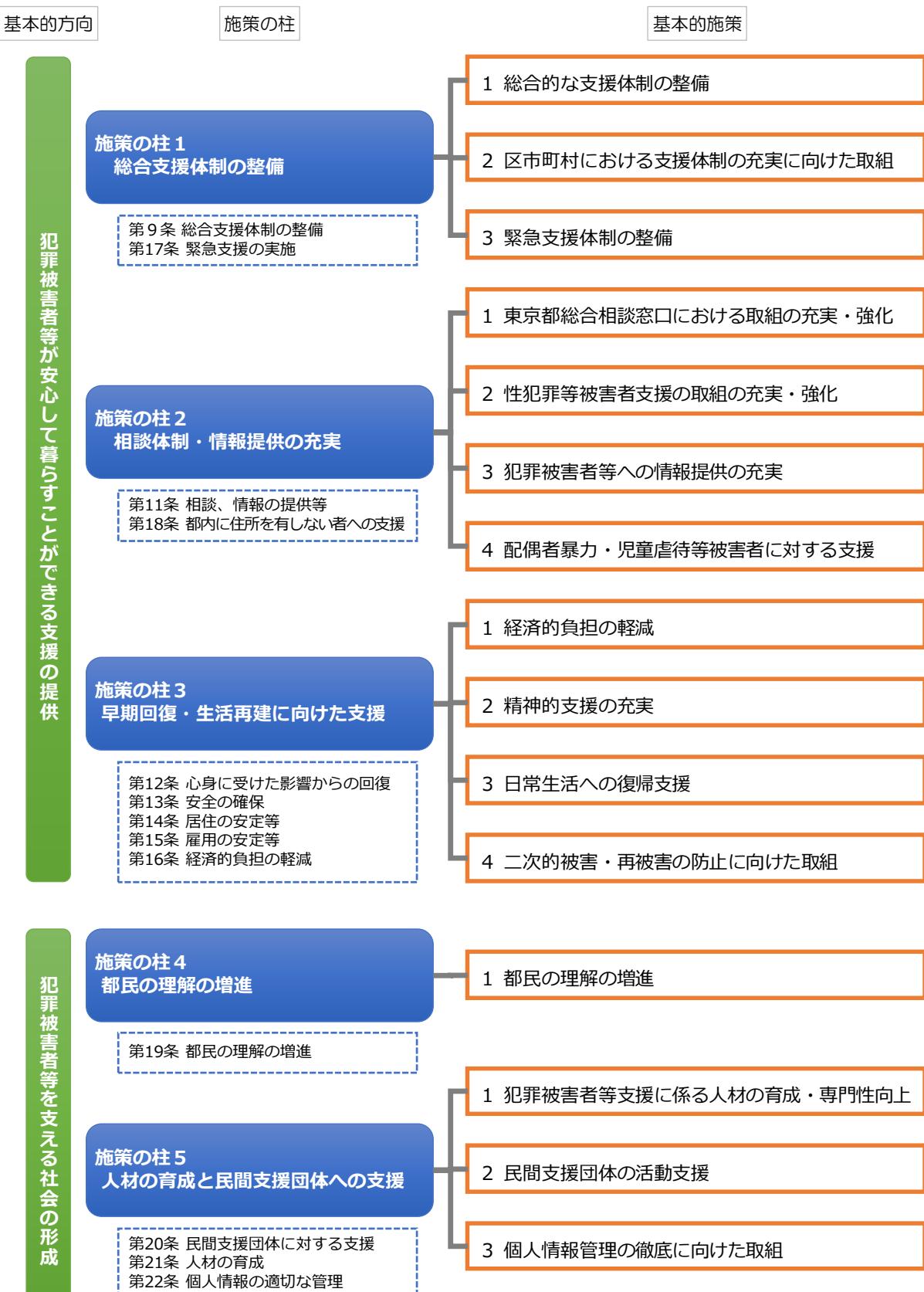
第3期支援計画では、犯罪被害者等支援に関わる多様な主体それぞれが支援の意義を認識し、可能な支援を的確に行うとともに、これらの主体間での連携・協力を強化するため、「社会全体で支える支援の実現に向けて」を方向性として掲げ、取組を進めてきました。

第4期支援計画では、条例の制定を契機として、犯罪被害者等に寄り添った支援策を一層充実させていくとともに、都や区市町村、警察、検察、裁判所、弁護士会等の支援機関、被害者支援団体、地域で活動する民間団体などが連携するとともに相互に協力し、総合的な支援体制の整備に向けて取り組んでいく必要があります。

また、都民一人ひとりについても、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性に対する理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮し、犯罪被害者等の心情に寄り添うことが求められています。

こうしたことから、第4期支援計画の基本的方向として、「総合支援体制の整備」、「相談体制・情報提供の充実」、「早期回復・生活再建に向けた支援」を柱とする「犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供」と「都民の理解の増進」、「人材の育成と民間支援団体への支援」を柱とする「犯罪被害者等を支える社会の形成」の2つを掲げました。これらの施策を総合的かつ計画的に推進することで、関係機関の連携を強化し、犯罪被害者等支援の充実に向けて取り組んでいきます。

2 施策体系



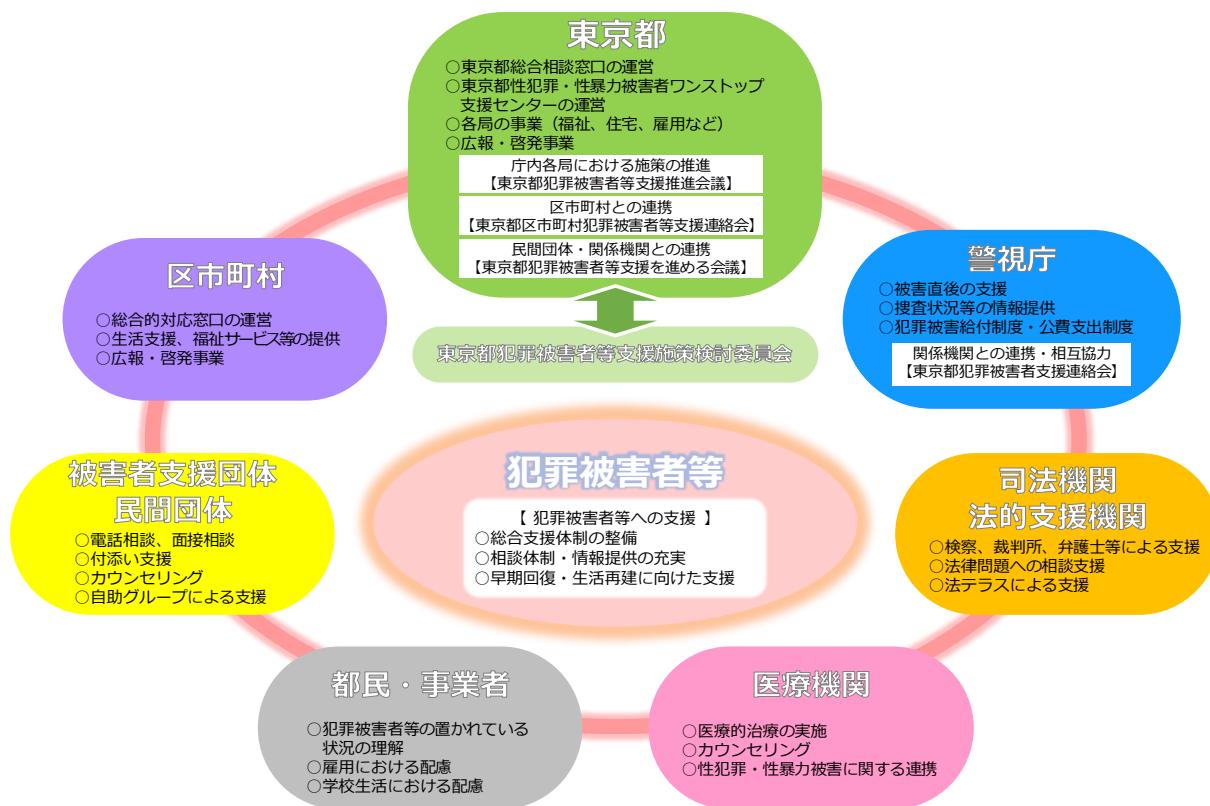
3 推進体制

計画の推進に当たっては、庁内各局、区市町村、関係団体等が、目指すビジョンを共有し、犯罪被害者等のニーズを踏まえ、相互の連携・協力を図りながら、施策を進めていく必要があります。

都は、庁内の各局で構成する「東京都犯罪被害者等支援推進会議」、都・区市町村で構成する「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」、事業者・民間団体・関係行政機関で構成する「犯罪被害者等支援を進める会議」を通じて、多様な主体との連携により、進捗状況を確認し、必要に応じて施策・事業の見直しを行いながら、計画を推進します。

その進行管理に当たっては、犯罪被害者等及び学識経験者等で構成する「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」において専門的な見地からの意見を聴取するとともに、毎年度、進捗状況を取りまとめて公表します。

【推進体制イメージ】



(白紙)

第4章 具体的な施策

基本的な方向 I 犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供

施策の柱 1 総合支援体制の整備

1 総合的な支援体制の整備

現状と課題

- 犯罪被害者等は、生命・身体等に対する直接的被害だけでなく、被害直後から、社会生活や経済面の困難、精神的な苦痛のほか、多くの行政手続への対応など、様々な問題や不安を抱えています。
- 警察、都、区市町村、民間支援団体など犯罪被害者等への支援を提供している多様な主体が連携し、個々の犯罪被害者等のニーズや実情に合わせ、多岐にわたる様々な支援を適切に途切れることなく提供していくことが必要です。

施策の方向

犯罪被害者等が、関係機関のどこを起点としても必要な支援につながり、適切な支援を受けられるよう、都が主体となって総合的な支援を提供できる体制を整備します。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管局等
総合的な支援体制に向けた整備	都、警察、区市町村、東京都総合相談窓口、弁護士会等の関係機関との連携を強化し、被害直後から中長期までにわたりて犯罪被害者等のニーズを踏まえながら、都の各種支援策、区市町村が担う生活支援等の情報提供、精神的な支援、関係機関への同行支援など、犯罪被害者等支援を途切れることなく提供する総合的な支援体制に向けた整備を推進します。	総務局

施策名	施策の概要	所管局等
東京都犯罪被害者等支援推進会議の開催	府内の被害者等支援に関する各局等により構成される「東京都犯罪被害者等支援推進会議」を開催し、各局等の取組状況や支援策に関する情報共有など、関係各局等が相互に連携・協力し、府内が一体となって犯罪被害者等支援施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。	総務局
東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会の開催	都と各区市町村犯罪被害者等支援施策主管部署等により構成する「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」を開催し、都と各区市町村の取組状況や支援策に関する情報提供等を行うことにより、区市町村の取組を支援するとともに、都・区市町村間及び区市町村相互の連携強化を図ります。	総務局
犯罪被害者等支援を進める会議を通じた連携	<p>犯罪被害者等支援に対する地域社会全体の理解、配慮及び支援への協力を得るため、地域で活動する民間団体や事業者、学識経験者、行政機関等により構成する「犯罪被害者等支援を進める会議」を開催し、都の取組状況や支援策、各民間団体の取組状況に関する情報提供等を行うことにより、犯罪被害者等やその支援への理解促進を図るほか、関係団体相互の連携強化を図ります。</p> <p>また、社会情勢を踏まえた新たな分野の関係団体への呼びかけを行うなど、同会議を通じた犯罪被害者等ネットワークの拡大を図ります。</p>	総務局
東京都犯罪被害者支援連絡会の開催	生活、医療、裁判等の複数の分野にわたる行政機関、民間団体等とのネットワークを構築し、相互協力と緊密な連携により、犯罪被害者等支援を効果的に推進するため、「東京都犯罪被害者支援連絡会」を開催します。	警視庁

2 区市町村における支援体制の充実に向けた取組

現状と課題

- 基礎自治体である区市町村は、住民にとって最も身近であり、保健医療・福祉サービスの提供など、犯罪被害者等の中長期にわたる生活支援を担う中核となる行政機関です。
- 犯罪被害者等支援に係る総合的対応窓口は平成24年度までに都内の全区市町村に設置されています。また、そのうち一部区市は、犯罪被害者等への専門的な対応を行う相談窓口を設置しています。
- 犯罪被害者等が区市町村における総合的対応窓口をはじめとする各種窓口（以下「区市町村窓口」という。）を安心して利用できるよう、都は区市町村に対して、必要な情報の提供や助言などを行っています。

施策の方向

区市町村の総合的対応窓口における対応能力の向上が図られるよう支援し、被害者等への生活支援を中心とした身近な相談しやすい環境を充実させる取組を推進します。

【具体的な施策】

施策名	施策の概要	所管局等
区市町村総合的対応窓口における対応の支援	<p>区市町村総合的対応窓口において犯罪被害者等への適切な支援ができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報提供や窓口対応マニュアルの整備を行うほか、東京都総合相談窓口相談員による訪問を通じた専門的知見からの助言・意見交換等を行います。</p> <p>また、他自治体の犯罪被害者等支援に関する効果的な取組事例等について、区市町村に情報提供を行うなどにより、区市町村における対応や支援内容の充実に向けた支援を行います。</p>	総務局
区市町村と東京都総合相談窓口の連携強化	<p>区市町村に対して東京都総合相談窓口における支援内容を周知するほか、東京都総合相談窓口相談員の区市町村窓口への訪問を通じて、区市町村と東京都総合相談窓口の連携強化を図ります。</p> <p>また、区市町村と東京都総合相談窓口との連携により、犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細かな支援を行います。</p>	総務局

施策名	施策の概要	所管局等
区市町村担当者に対する研修の充実	<p>区市町村職員を対象とし、犯罪被害者等支援に関する情報提供のほか、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性、二次的被害を生じることのないよう十分配慮した対応等に関する研修を実施し、職員の資質向上を図ります。</p> <p>あわせて、ロールプレイング方式による演習等の実践的なプログラム、ロック研修等による実施など、効果的な方法を導入し、研修内容の充実を図ります。</p>	総務局
東京都総合相談窓口における区市町村職員の受け入れ	区市町村窓口において犯罪被害者等への適切な支援を行い、その充実を図るため、東京都総合相談窓口において区市町村職員を研修生として一定期間受け入れ、犯罪被害者等支援の現場体験等を通じた必要な知識・ノウハウの習得の支援を行います。	総務局
東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会の開催 【再掲】	都と各区市町村犯罪被害者等支援施策主管部署等により構成する「東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会」を開催し、都と各区市町村の取組状況や支援策に関する情報提供等を行うことにより、区市町村の取組を支援するとともに、都・区市町村間及び区市町村相互の連携強化を図ります。	総務局

3 緊急支援体制の整備

現状と課題

○実際に大規模な事件等が発生した場合は、同時に多数の死傷者が生じてしまうおそれがあります。

○このような多数の死傷者が生じる大規模な事件等が発生した際は、複数の犯罪被害者等に対して同時に支援することとなり、また、その社会的影響から報道機関による過剰な取材等による二次的被害も想定されるため、都、警視庁、区市町村、関係機関等が連携し、適切な支援を行う必要があります。

施策の方向

同時に多数の死傷者が生じる大規模な事案（以下「大規模被害者支援事案」という。）が発生した際に、各関係機関がそれぞれの役割を果たし、また、相互に連携・協力して犯罪被害者等への円滑な支援ができるよう体制を整備します。

【具体的な施策】

施策名	施策の概要	所管局等
緊急支援体制の整備	<p>東京都犯罪被害者支援連絡会等を通じて大規模被害者支援事案が発生した場合における都、警視庁、その他関係機関の役割分担や支援体制及び対応マニュアル等の整備を推進します。</p> <p>また、当該事案発生時は、これらに基づき、各関係機関が相互に連携・協力し、支援体制を整備し、必要な緊急支援を行います。</p>	警視庁

施策の柱2 相談体制・情報提供の充実

1 東京都総合相談窓口における取組の充実・強化

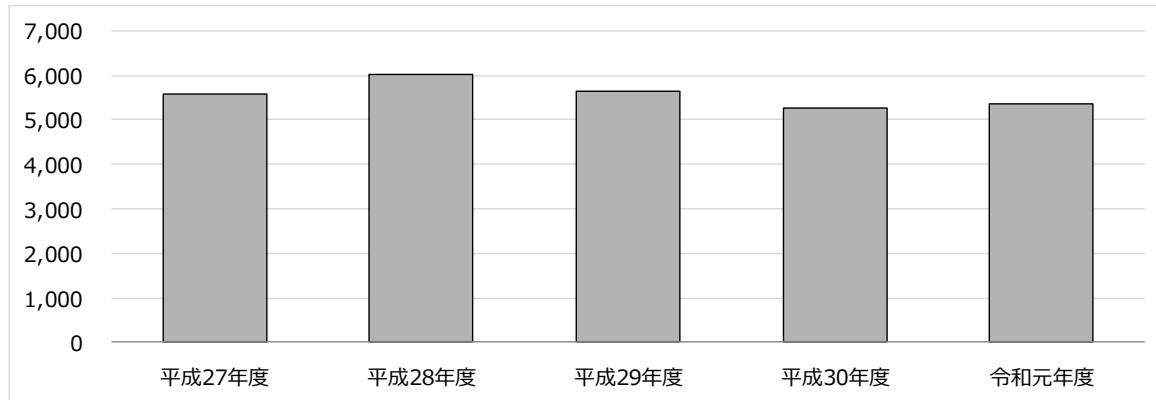
現状と課題

○都は、平成20年4月に、東京都公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けている公益社団法人被害者支援都民センターとの協働で東京都総合相談窓口を設置し、電話相談、面接相談、精神的支援、直接的支援等の各種支援を提供しています。個々の犯罪被害者等のニーズに応じて、様々な支援に関する情報提供を行うとともに、精神科医等によるカウンセリングを充実させるなど、窓口の体制強化を図ってきました。

○東京都総合相談窓口における令和元年度の相談等件数は、5,367件となっています。ここ数年は概ね5千件台で推移しています。

(単位：件)

相談等 種別 年度	電話等相談	面接相談	精神的支援	直接的支援	合計
	相談、助言、他機関 の紹介等	相談、助言	精神科医、 臨床心理士等 の精神的ケア	自宅訪問、病院・警 察署・裁判所等への 付添い	
平成27年度	3,673	265	1,081	546	5,565
平成28年度	3,886	312	1,043	780	6,023
平成29年度	3,634	449	807	743	5,633
平成30年度	3,304	435	1,013	497	5,250
令和元年度	3,675	368	878	446	5,367



○引き続き、民間支援団体のノウハウを活用しながら、関係機関と連携し、犯罪被害者等に対する総合的な支援をきめ細かに提供していく必要があります。

○東京都総合相談窓口は都内に1か所であり、犯罪被害者等の居住地によっては来所するところへの経済的・精神的な負担が生じていることから、交通利便性・アクセス性に配慮した体制の検討が必要となっています。

施策の方向

東京都総合相談窓口において、引き続き、犯罪被害者等への各種支援の適切な提供を行うとともに、関係機関との連携を図りながら、運営体制の充実に向けた取組を推進します。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管局等
東京都総合相談窓口の運営	<p>犯罪被害者等からの相談に、電話、メール、面接等により対応するほか、警察、検察庁、裁判所等の関係機関への付添い（直接的支援）、公認心理師・精神科医のカウンセリングによる精神的ケア、協力弁護士による法律相談、自助グループの紹介など、引き続き、犯罪被害者等支援に精通した相談員等による総合的な支援を実施します。</p> <p>また、都が実施する見舞金給付、転居費用に係る支援等の経済的支援策に関する受付窓口として相談に応じるほか、来所することが困難な犯罪被害者等へのオンラインによる精神的ケアを行います。</p>	総務局
東京都総合相談窓口の体制強化	犯罪被害者等の精神的ケアや直接的支援をはじめとしたニーズを踏まえ、適切かつきめ細かな対応を行っていくため、東京都総合相談窓口における機能の強化や支援体制の充実を図ります。	総務局
区市町村と東京都総合相談窓口との連携強化 【再掲】	<p>区市町村に対して東京都総合相談窓口における支援内容を周知するほか、東京都総合相談窓口相談員の区市町村窓口への訪問を通じて、区市町村と東京都総合相談窓口の連携強化を図ります。</p> <p>また、区市町村と東京都総合相談窓口との連携により、犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細かな支援を行います。</p>	総務局

2 性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化

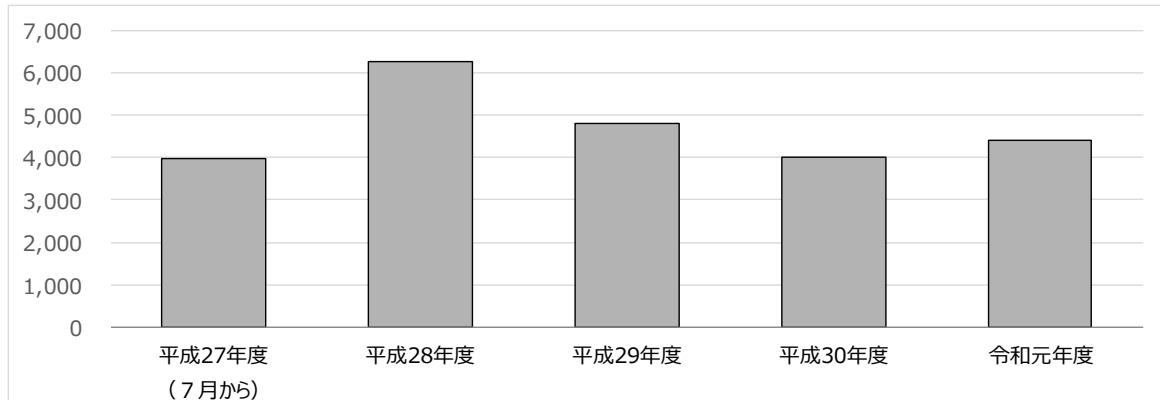
現状と課題

○都は、平成27年7月から、特定非営利活動法人性暴力救援センター・東京（SARC東京）との協働で、警察、医療機関等との連携により実施する性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業を開始しています。24時間365日体制で相談を受け付けるほか、相談・カウンセリング等の精神的支援、病院・警察等への付添い支援等をワンストップで行っています。

○東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（以下「性犯罪等被害者ワンストップ支援センター」という。）における令和元年度の相談等件数は、4,403件となっています。平成29年度以降は4千件台で推移しています。

(単位：件)

年度 相談等 種別	電話等相談	面接相談	付添支援	合計
	相談、助言、他機関 の紹介等	相談、助言	病院、警察、裁判所 等への付添い	
平成27年度 (7月から)	3,809	58	117	3,984
平成28年度	6,024	78	151	6,253
平成29年度	4,497	96	202	4,795
平成30年度	3,722	98	182	4,002
令和元年度	3,997	126	280	4,403



○国の調査によれば、性犯罪・性暴力の加害者の7～8割が顔見知りであることなどから、被害者は被害を受けたことを相談しづらく、被害が潜在化しやすいとされています。相談窓口の周知、相談しやすい環境づくりにより、こうした性犯罪等被害者を、被害直後の早期の段階から支援につなげていくことが求められています。

○性犯罪等被害者支援においては、性犯罪・性暴力の発見や被害者等の医療的治療など、医療機関との連携が重要であり、協力医療機関を確保していくことが必要です。

施策の方向

性犯罪等被害者ワンストップ支援センターについて、警察や医療機関等の関係機関との連携を強化し、迅速かつ適切な支援につなげるとともに、国や他道府県の動向を踏まえつつ、運営体制の強化に向けた取組を推進します。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管局等
性犯罪等被害者ワンストップ支援センター事業の実施	性犯罪・性暴力被害者からの電話相談に 24 時間 365 日 対応し、相談内容に応じて、面接相談、病院・警察等への付添い、精神科医・公認心理師のカウンセリングによる精神的ケア、協力弁護士による法律相談、医療従事者等を対象とした研修、学識経験者等による専門家懇談会の開催など、引き続き、関係機関と連携しながら、被害直後からの総合的な支援を実施します。	総務局 警視庁
性犯罪・性暴力被害者支援のための連携強化	性犯罪・性暴力被害者と関連性の高い各児童相談所、東京都女性相談センター、東京ウィメンズプラザ、教育機関等と相互に連携強化を図ります。	総務局 生活文化局 福祉保健局 教育庁
性犯罪等被害者ワンストップ支援センターの体制強化	産婦人科、精神科を含む中核的な病院との安定した連携・協力関係が重要であることから、他道府県の事例を踏まえながら体制強化に向けた検討を進めるとともに、関係機関との連絡調整等のコーディネートや事務的な管理等に必要な人材の配置を検討するなど、関係機関との連携により各種支援を総合的に提供していきます。	総務局
性犯罪等被害者への多様な相談方法の提供	若年層が相談しやすくなるよう、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による相談等の効果的な方法について検討を進めるほか、外国人、男性、LGBTの被害者等への対応ができるよう、多言語対応等の必要な体制の整備を推進します。 また、性犯罪等被害者ワンストップ支援センター以外の様々な相談窓口を周知するとともに、各窓口で受けた相談内容等に応じた適切な支援につながるよう、関係機関相互の連携・協力を図ります。	総務局

施策名	施策の概要	所管局等
産婦人科医療機関との連携強化	<p>一般社団法人東京産婦人科医会との連携により、医療従事者等を対象とした研修の充実を図り、犯罪被害者等支援に関する理解促進を図ります。</p> <p>あわせて、性犯罪・性暴力被害者支援における産婦人科の協力医療機関の増加と連携強化を図り、性犯罪・性暴力被害者が安心して診察を受けられる環境整備を推進します。</p>	総務局
精神科の協力医療機関の確保 【再掲】	東京都総合相談窓口や性犯罪等被害者ワンストップ支援センターから紹介等を行う精神科の協力医療機関の確保に努めます。	総務局

3 犯罪被害者等への情報提供の充実

現状と課題

○都は、行政機関や民間支援団体が行う支援内容とその窓口を一覧にしたリーフレットの作成などにより、犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるよう、東京都総合相談窓口や性犯罪等被害者ワンストップ支援センターの相談窓口をはじめ、各種支援策に関する情報の発信に取り組んでいます。

○東京都は、他道府県や海外から多くの観光客・ビジネスマン等が来訪する国際都市です。こうした来訪者が都内で犯罪等による被害にあった場合であっても、犯罪被害者等の不安を解消し、支援に関する必要な情報を提供するなど、犯罪被害者等への寄り添った対応が求められています。

施策の方向

全ての犯罪被害者等が必要な支援を円滑に受けられるよう、東京都総合相談窓口や性犯罪等被害者ワンストップ支援センターをはじめとした相談窓口、各種支援策をわかりやすく積極的に周知するなど、犯罪被害者等への情報提供の充実に向けて取り組みます。

【具体的な施策】

施策名	施策の概要	所管局等
犯罪被害者等への情報提供の充実	<p>都の犯罪被害者等支援の相談窓口や各種支援策に関するリーフレット等を作成し、警察、区市町村、その他関係機関を通じて犯罪被害者等へ配布するほか、総務局人権部ホームページ「じんけんのとびら」、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、警視庁ホームページ等の活用により、犯罪被害者等支援に関する情報提供の充実を図ります。</p> <p>また、警察において、「警視庁指定被害者支援実施要領」に基づき、一定の犯罪被害者等に対して、「被害者の手引」を交付するとともに、被害者連絡を実施し、適時適切に情報提供を行います。</p> <p>あわせて、警察、区市町村、その他関係機関において適切な情報提供ができるよう、各種会議や研修会等を通じて、情報提供を行います。</p>	総務局 警視庁

施策名	施策の概要	所管局等
警察における犯罪被害者等の各種相談窓口の周知	<p>警視庁の犯罪被害者支援室に設置した「犯罪被害者ホットライン」において、犯罪被害者等からの相談に応じるほか、東京都総合相談窓口をはじめとする関係機関等に関する情報提供を行うなど、相談内容に応じた支援を行います。</p> <p>また、犯罪被害等にあった少年を含む少年の悩みごと・困りごとに対応する相談窓口「ヤング・テレホン・コーナー」において、相談内容に応じた支援を行います。</p>	警視庁
性犯罪被害電話相談「#8103・#8891」の周知	<p>性犯罪・性暴力被害者が速やかに適切な支援につながるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」や各都道府県の性犯罪等被害者ワンストップ支援センターにつながる全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」について、様々な機会や媒体を通じて周知し、各相談窓口の認知度向上を図ります。</p>	総務局 警視庁
他県在住の犯罪被害者等への支援	<p>都内で犯罪被害にあった他道府県の住民等について、犯罪被害者等支援に関する相談に応じ、居住する道府県における適切な支援につながるよう、他道府県の総合的対応窓口と連携しながら、必要な情報提供や助言を行います。</p> <p>あわせて、都内で犯罪被害にあった都内在勤・在学の方への無料法律相談の実施など、都としても一定の支援を行います。</p>	総務局
外国人の犯罪被害者等への支援	都が実施する犯罪被害者等支援の相談窓口や各種支援策について、ホームページやリーフレット、相談窓口における多言語対応により、日本語を理解できない外国人への情報提供の充実を図るとともに、他の外国人対応窓口等と連携し、必要な支援につなげます。	総務局
交通事故被害者への相談支援の実施	東京都交通事故相談所において、交通事故による被害者の救済を図ることを目的として、専門の相談員が弁護士の助言を受けて、損害賠償額、示談のしかた、保険請求の手続、生活更生などの相談に応じます。なお、当事者間で示談交渉がまとまらない時は、裁判外紛争処理機関等を案内します。	生活文化局

4 配偶者暴力・児童虐待等被害者に対する支援

現状と課題

- 近年、配偶者暴力や児童虐待に関する事件が全国で増加傾向にあります。都の配偶者暴力相談支援センターや児童相談所における相談件数は、いずれも高い水準で推移しています。
- 配偶者暴力や児童虐待は、その多くが人目に触れにくい家庭内で起こる犯罪であり、引き続き、被害を発生させないことが何より重要ですが、被害が発生してしまった際は、迅速な被害者の安全確保や継続的な日常生活への復帰支援などについて、関係機関が連携しながら対応していくことが必要です。

施策の方向

配偶者暴力や児童虐待による被害者に対する支援を迅速かつ適切に提供できるよう、都のそれぞれの相談支援機関における相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

【具体的な施策】

施策名	施策の概要	所管局等
配偶者暴力等に係る相談支援の実施	<p>配偶者暴力相談支援センターとしての機能を担う東京ウイメンズプラザと東京都女性相談センターにおいて、配偶者・交際相手等からの暴力による被害者からの相談に応じ、関係機関との連携や情報共有を図りながら、緊急の保護や自立のための支援を行うとともに、区市町村の配偶者暴力相談支援センター機能の整備を推進するための必要な支援を行います。</p> <p>また、「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」を開催し、配偶者暴力の防止、被害者の安全確保や支援等の総合的な取組について検討するとともに、関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>あわせて、困難を抱えた若年被害女性等に対して、公的機関等と民間団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行い、必要な支援につなげます。</p>	生活文化局 福祉保健局
配偶者暴力等被害者の一時保護	配偶者・交際相手等からの暴力による被害者の安全確保のため、東京都女性相談センターの一時保護所の適切な運用を図ります。	福祉保健局

施策名	施策の概要	所管局等
ストーカー事案等への適切な対応	<p>ストーカー事案等の人身安全関連事案に対して、警察署と警視庁の人身安全関連事案総合対策本部が連携し、事案の危険性や切迫性を的確に判断するとともに、ストーカー行為者等に対する警告、検挙等の必要な措置と、ストーカー被害者等への一時的な宿泊施設の提供や転居費用の公費負担等の保護対策の双方を迅速かつ的確に実施し、被害者の安全確保を最優先に考えた対応を行います。</p>	警視庁
児童虐待に係る相談支援の実施	<p>区市町村の子育て支援機関、児童相談所など、地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。</p> <p>また、各児童相談所と区市町村の子供家庭支援センターの連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないよう、より一層の連携強化を図ります。</p> <p>あわせて、児童虐待を防止するため、より相談等にアクセスしやすい相談窓口を設置します。</p>	福祉保健局
児童虐待被害児童の一時保護・社会的養護	<p>児童虐待の被害にあった児童の安全確保のため、区市町村との十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、児童相談所における一時保護所のほか、一時保護委託の活用も含めた必要な体制整備を推進します。</p> <p>また、児童虐待にあった児童を含む、社会的養護を必要とする子どもたちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまで総合的に支援する体制の整備を進めます。</p>	福祉保健局

施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援

1 経済的負担の軽減

現状と課題

- 犯罪被害者等は、直接的な被害を受けるだけでなく、医療費、交通費、裁判費用等による支出の増加、休職や退職等による収入の減少など、経済的困窮の状況に陥ってしまうことがあります。都が実施した実態調査においても、犯罪被害者等の7割強の方が、被害後に「医療費等の支出が増え、負担が生じた」と回答しています。
- 国の犯罪被害給付制度等のほか、都も、医療費・カウンセリング費用や一時的な宿泊費用に係る支援制度に加え、令和2年度からは、無料法律相談の実施、転居費用に係る支援、見舞金の給付を開始し、犯罪被害にあったことで生じる経済的負担を軽減する支援策を充実させてきました。

施策の方向

見舞金制度をはじめとする各種の経済的支援策について、関係機関との連携により犯罪被害者等への十分な情報提供を行い、これらの制度を適切に運用するとともに、犯罪被害者等のニーズを踏まえた支援の充実を図ります。

【具体的な施策】

施策名	施策の概要	所管局等
見舞金の給付	犯罪被害者の遺族や重傷病を負った犯罪被害者に、遺族見舞金、重傷病見舞金をそれぞれ迅速に給付し、被害直後から強いられる様々な経済的負担の軽減を図ります。	総務局
転居費用に係る支援 【再掲】	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合などにおいて、犯罪被害者等が新たな住居へ転居するための費用について、その一部を都が負担します。	総務局

施策名	施策の概要	所管局等
一時的な宿泊費用に係る支援 【再掲】	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合において、警察による公費負担制度、配偶者暴力等被害者の一時保護など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、一時的に居住するための宿泊費用について、その一部を都が負担します。	総務局
医療費・カウンセリング費用に係る支援	性犯罪等被害者ワンストップ支援センターに相談した被害者が、必要な医療的治療や精神的支援を受けられるよう、医療機関における診察、治療、投薬等や心理臨床機関における公認心理師等によるカウンセリングを受けた際の費用について、警察による公費負担制度など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、その一部を都が負担します。	総務局
無料法律相談の実施	捜査手続、裁判手続等のほか、犯罪被害にあったことによるインターネット等における誹謗・中傷やマスコミ対応等の二次的被害など、犯罪被害者等が抱える様々な法律問題に対して、弁護士会等との連携による無料法律相談を実施します。	総務局
犯罪被害給付制度の周知	犯罪被害給付制度の対象となる犯罪被害者等に対して、現行制度の周知徹底に努めるとともに、適切な教示と申請の受理及び迅速な裁定を行います。	警視庁
警察における公費支出制度の周知	犯罪被害者に対する診断書料とそれに伴う診察料、カウンセリング費用及び性犯罪被害者への緊急避妊薬・性感染症検査・人工妊娠中絶に必要な費用の一部について、一定の条件の下に公費で支出します。 また、犯罪被害者及び遺族等の精神的、経済的負担の軽減のため、犯罪被害者等への宿泊施設提供の費用、犯罪被害者宅の清掃費用、犯罪被害者の司法解剖後の遺体修復費用及び遺族に対する供花料の必要な費用の一部について、一定の条件の下に公費で負担する制度の周知徹底を図るとともに、積極的な運用を行います。 あわせて、人身安全関連事案においては、ストーカー被害者等への一時的な宿泊施設の提供や転居費用の公費負担の積極的な運用と周知徹底を図ります。	警視庁

2 精神的支援の充実

現状と課題

- 犯罪被害者等が受けた精神的被害の大きさは計り知れず、その後の生活に多大な影響を与えます。とりわけ、性犯罪等被害者は、人としての尊厳を傷付けられ、心身に深刻な影響を受け、長年にわたって日常生活に支障を及ぼすことも少なくありません。都が実施した実態調査においても、性犯罪等被害者の8割弱の方が、被害後の心身の状況として「PTSD」の症状があったと回答しています。
- 都は、東京都総合相談窓口や性犯罪等被害者ワンストップ支援センターにおいて、犯罪被害者等へのカウンセリングを実施しているほか、必要に応じて精神科医療機関の紹介等を行っています。
- また、子供が被害にあった場合は、日常生活の多くを過ごす学校での対応が重要です。学校と地域の様々な関係機関が連携して対応できる体制づくりが求められています。

施策の方向

犯罪被害者等が犯罪等による精神的被害から早期に回復できるよう、犯罪被害者等の状況に応じた適切なカウンセリングや精神的ケアを行うとともに、精神科医療機関との連携強化を図ります。また、学校における相談体制の充実などの必要な支援に取り組みます。

【具体的な施策】

施策名	施策の概要	所管局等
精神科医等によるカウンセリングの充実	<p>東京都総合相談窓口及び性犯罪等被害者ワンストップ支援センターにおいて、精神科医・公認心理師等によるカウンセリングを実施するとともに、犯罪被害者等への精神的ケアの充実を図ります。とりわけ東京都総合相談窓口では、P E療法（持続エクスピージャー療法：Prolonged Exposure therapy）等に基づく手法を取り入れた専門的なケアを実施するとともに、オンラインによる方法も実施します。</p> <p>また、警視庁の被害者カウンセラーにより、急性期におけるカウンセリングを実施し、精神的負担の軽減を図ります。</p>	総務局 警視庁

施策名	施策の概要	所管局等
精神科の協力 医療機関の確保	東京都総合相談窓口や性犯罪等被害者ワンストップ支援センターから紹介等を行う精神科の協力医療機関の確保に努めます。	総務局
医療費・カウンセリング費用に係る支援 【再掲】	性犯罪等被害者ワンストップ支援センターに相談した被害者が、必要な医療的治療や精神的支援を受けられるよう、医療機関における診察、治療、投薬等や心理臨床機関における公認心理師等によるカウンセリングを受けた際の費用について、警察による公費負担制度など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、その一部を都が負担します。	総務局
学校における相談体制の充実等への支援	犯罪被害にあった児童・生徒への的確な対応や適切な精神的ケアを行うことができるよう、東京公認心理師協会等との連携により、スクールカウンセラーを含む公認心理師等を対象とした研修を実施します。 また、犯罪被害にあった児童・生徒への中長期にわたる精神的支援に当たっては、学校、地域、警察等が連携して対応できるよう支援します。	総務局 警視庁 教育庁

3 日常生活への復帰支援

現状と課題

- 犯罪被害者等は、自宅が事件現場になった、加害者から再び被害を受けるおそれがあるなどの理由により、自宅での居住を継続することが困難になることがあります。また、犯罪被害にあったことによる経済的困窮や精神的ショックなどにより、新たな居住先の確保が困難な状況になっていることもあります。
- 犯罪被害者等は、犯罪等による身体的・精神的被害の治療のための入院や通院、裁判への出廷などのため、やむを得ず職場を欠勤・休職、さらには退職せざるを得ない状況になることもあります。

施策の方向

犯罪被害者等が早期に生活再建できるよう、生活基盤となる住居や雇用を確保するための取組を推進するとともに、都や区市町村による各種保健医療・福祉サービスなどの必要な支援を提供します。

【具体的な施策】

施策名	施策の概要	所管局等
転居費用に係る支援	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合などにおいて、犯罪被害者等が新たな住居へ転居するための費用について、その一部を都が負担します。	総務局
一時的な宿泊費用に係る支援	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合において、警察による公費負担制度、配偶者暴力等被害者の一時保護など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、一時的に居住するための宿泊費用について、その一部を都が負担します。	総務局
都営住宅への入居優遇制度	都営住宅入居者の公募において、配偶者暴力被害者世帯及び犯罪被害者世帯について、当せん確率が一般申込者の5倍となる優遇抽せん制度を実施するとともに、同制度の周知を図ります。 また、配偶者暴力被害者については、特例として単身での申込みに対応できるようにしています。	住宅政策本部

施策名	施策の概要	所管局等
住宅セーフティネット制度に基づく支援	犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅である「東京ささエール住宅」の登録を促進するとともに、登録住宅の情報提供や居住支援法人による入居支援等を実施します。	住宅政策本部
東京しごとセンター等における就業支援	東京しごとセンターにおいて、犯罪被害者等が就業を希望する場合に、きめ細かな就業相談、就職活動のための各種セミナーや能力開発、求人情報の提供・職業紹介等を行い、雇用や就業の支援を実施します。	産業労働局
職業能力開発センターにおける職業訓練	都立職業能力開発センターにおいて、犯罪被害者等が就業を希望する場合に、就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練及び職業紹介を実施します。	産業労働局
労働相談情報センターにおける労働問題相談	労働相談情報センターにおいて、犯罪被害者等が労働問題について相談を希望する場合に、労働者と事業者との間のトラブルなど職場における労働問題全般に関する相談を実施します。	産業労働局
都立病院における相談・窓口紹介	都立病院の患者の療養生活等を総合的に支援する患者支援センターにおいて、患者やその家族のニーズに応じた医療福祉相談・看護相談等を行う中で、必要に応じて関係機関の窓口を紹介します。	病院経営本部
福祉・生活関連サービス等に関する情報提供	犯罪被害者等の状況に応じて、生活福祉貸付資金制度、生活困窮者自立支援制度、医療に関する相談窓口など、各局・区市町村・関係機関で実施している福祉、育児、介護等の生活支援に関するサービス等について情報提供を行うとともに、各種サービスを提供する区市町村・関係機関の紹介を行います。	総務局 福祉保健局

4 二次的被害・再被害の防止に向けた取組

現状と課題

- 都が実施した実態調査では、犯罪被害者等が、被害後に他人の言動や態度により傷つけられた（二次的被害を受けた）ことがある状況として、加害者側の対応だけでなく、友人や知人、インターネットでの書き込みや発言、捜査関係者、職場、マスコミなど、様々な場面について回答しています。
- 犯罪被害者等の多くは、再び被害を受けるのではないかという不安を抱いています。特に、性犯罪・性暴力被害者はその傾向が強く、都が実施した実態調査においても、性犯罪等被害者の9割強の方が、被害後に「加害者からの再被害の不安を感じるようになった」と回答しています。
- こうした不安を解消するため、犯罪被害者等が再び被害を受けることを未然に防止し、安全を確保するための取組が求められています。

施策の方向

犯罪被害者等が二次的被害や再被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等への安全確保や相談支援など、必要な支援を提供します。

【具体的な施策】

施策名	施策の概要	所管局等
犯罪被害者等へのプライバシー等の配慮	犯罪被害者等への事情聴取等における個室の活用や性犯罪被害者への性犯罪捜査員（女性警察官）による適切な支援のほか、事件に関する報道発表を行う場合は、プライバシー保護、公益性等を踏まえた適切な発表内容となるよう配慮するなど、犯罪被害者等へのプライバシーや心情に配慮し、負担軽減や二次的被害防止を図ります。	警視庁
再被害の発生防止に向けた取組	同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等について「再被害防止要綱」に基づく「再被害防止対象者」に指定し、加害者に関する情報提供、パトロールの実施等の再被害防止措置を実施し、犯罪被害者等の安全確保と不安解消を図ります。	警視庁

施策名	施策の概要	所管局等
暴力団犯罪による被害からの回復	暴力団等による犯罪被害者等で、仕返し等の更なる危害を受けるおそれがある場合に、その犯罪被害者等を「保護対象者」に指定し、必要な保護措置等を実施するほか、暴力団追放運動推進都民センターと弁護士会と連携し、暴力団犯罪による被害の回復を支援します。	警視庁
転居費用に係る支援 【再掲】	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合などにおいて、犯罪被害者等が新たな住居へ転居するための費用について、その一部を都が負担します。	総務局
一時的な宿泊費用に係る支援 【再掲】	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合において、警察による公費負担制度、配偶者暴力等被害者の一時保護など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、一時的に居住するための宿泊費用について、その一部を都が負担します。	総務局
配偶者暴力等被害者の一時保護 【再掲】	配偶者・交際相手等からの暴力による被害者の安全確保のため、東京都女性相談センターの一時保護所の適切な運用を図ります。	福祉保健局
ストーカー事案への適切な対応 【再掲】	ストーカー事案等の人身安全関連事案に対して、警察署と警視庁の人身安全関連事案総合対策本部が連携し、事案の危険性や切迫性を的確に判断するとともに、ストーカー行為者等に対する警告、検挙等の必要な措置と、ストーカー被害者等への一時的な宿泊施設の提供や転居費用の公費負担等の保護対策の双方を迅速かつ的確に実施し、被害者の安全確保を最優先に考えた対応を行います。	警視庁
児童虐待被害児童の一時保護・社会的養護 【再掲】	児童虐待の被害にあった児童の安全確保のため、区市町村との十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、児童相談所における一時保護所のほか、一時保護委託の活用も含めた必要な体制整備を推進します。 また、児童虐待にあった児童を含む、社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまでを総合的に支援する体制の整備を進めます。	福祉保健局

施策名	施策の概要	所管局等
インターネットにおける人権侵害に関する法律相談	インターネットにおける書き込みなどにより、犯罪被害者等への誹謗中傷等の内容を含む名誉毀損やプライバシーの侵害などの人権侵害に当たると思われる法律問題に対して、法律的な助言を行うため、弁護士による無料相談を実施します。	総務局
青少年のインターネット等トラブルへの相談対応	インターネット・スマートフォンにおける各種SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)に関するトラブルや児童ポルノ等を含む性被害等について、総合的な相談窓口「こたエール」において、電話・メール・SNSによる相談を実施します。	都民安全推進本部
無料法律相談の実施 【再掲】	捜査手続、裁判手続等のほか、インターネット等における誹謗・中傷やマスコミ対応等の二次的被害など、犯罪被害者等が抱える様々な法律問題に対して、弁護士会等との連携による無料法律相談を実施します。	総務局

基本的な方向Ⅱ 犯罪被害者等を支える社会の形成

施策の柱4 都民の理解の増進

1 都民の理解の増進

現状と課題

- 犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等への支援の必要性について、都民・事業者の理解を深めるため、これまで都は、犯罪被害者週間行事やスポーツイベント等の機会を活用し、幅広い層を対象とした啓発に取り組んできました。
- 都が実施した実態調査では、犯罪被害者等の約8割の方が「世間一般に被害者の置かれた状況は知らない」と回答していることから、今後は、リーフレット、パネル展示などに加え、ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、動画など、様々な媒体を活用し、より多くの都民に対する啓発事業の展開が求められています。
- 犯罪等にあう被害者等を増やさないため、子供の頃から必要な知識・理解を得ておくなど、学校における教育が重要です。

施策の方向

様々な機会を通じて、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等への支援の取組など、都民・事業者の理解を深めるための広報・啓発を展開することにより、二次的被害を防止し、犯罪被害者等を社会全体で支える機運の醸成を図ります。

【具体的な施策】

施策名	施策の概要	所管局等
様々な機会・媒体を通じた広報・啓発の展開	<p>犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性について、リーフレット、ポスター、パネル、映像資料等の広報・啓発のためのツールを作成します。</p> <p>また、これらのツールを活用しながら、警察、区市町村、民間団体等が実施する様々な啓発事業、スポーツ団体等と連携したスポーツイベント等の機会のほか、ホームページ・SNS等の多様な媒体を通じて、幅広い層を対象とした広報・啓発事業を実施します。</p>	総務局 警視庁

施策名	施策の概要	所管局等
犯罪被害者週間行事の効果的な実施	<p>「犯罪被害者週間」（毎年 11 月 25 日から 12 月 1 日まで）を中心とし、区市町村との連携により実施する犯罪被害者週間行事について、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援に関する講演、啓発等を行うとともに、行事内容や実施体制の充実を図り、効果的に実施します。</p>	総務局
学校教育等を通した犯罪被害者等への理解・犯罪被害防止に向けた取組	<p>犯罪被害者等への理解促進に向け、人権教育に関する実践的な手引である「人権教育プログラム（学校教育編）」に、人権課題「犯罪被害者やその家族」を取り上げた実践・指導事例や資料等を掲載し、特別の教科 道徳や特別活動などの授業等における活用の推進を図ります。</p> <p>あわせて、犯罪被害防止等を目的とした「セーフティ教室」を都内全公立学校で実施します。また、「安全教育プログラム」等を活用し、児童・生徒に危険を予測し、回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成する安全教育を実施します。これらの教育活動を通じて、日常生活での犯罪や危険について理解のうえ、安全に行動し、犯罪被害から自分自身を守るための教育を推進します。</p> <p>さらに、中学生・高校生を対象とした犯罪被害者等による講演等を行う「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、大切な命を守り、被害者も加害者も出さない社会の実現について考える機会の創出を図ります。</p> <p>社会教育においては、犯罪被害者等の人権問題等に関わる解説を掲載した「みんなの幸せをもとめて」を作成し、都内小中高校 P T A や社会教育関係機関への配布を行います。</p>	教育庁 警視庁
事業者等への理解の促進	犯罪被害者等の雇用の安定や職場等における二次的被害の防止のため、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等に関する研修を実施するほか、犯罪被害者等支援を進める会議を通じた広報・啓発、出前講座等を実施します。	総務局

施策名	施策の概要	所管局等
配偶者暴力防止に向けた広報・啓発	女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボンキャンペーン）をはじめ、様々な機会を通じて、配偶者暴力防止に関するパンフレット・PRカード、一般都民向けの講演会の実施、ホームページやSNS等による広報などを実施し、都民の理解を深めるための広報・啓発活動を実施します。	生活文化局
児童虐待防止に向けた広報・啓発	「東京OSEKKAI化計画」や児童虐待防止推進月間（オレンジリボンキャンペーン）をはじめ、様々な機会を通じて児童虐待防止に関する社会全体の理解を深めるための広報・啓発活動を実施します。	福祉保健局

施策の柱5 人材の育成と民間支援団体への支援

1 犯罪被害者等支援に係る人材の育成・専門性向上

現状と課題

- 犯罪被害者等支援の充実を図るために、犯罪被害者等支援を担う人々（以下「支援従事者」という。）が、被害者等に寄り添いつつも、被害者等の様々な困難に対応し、解決に向けた適切な支援を行い、適切な支援につないでいくことが求められています。そして、こうした人材を増やしていくことも必要です。
- 犯罪被害者等支援を行う関係機関は、都、区市町村など行政機関のほか、民間支援団体、ボランティアなど、様々な分野にわたります。犯罪被害者等が、どこに相談しても必要な支援につながり、二次的被害を受けないよう、それぞれの職員が、犯罪被害者等支援を理解することが必要です。

施策の方向

全ての支援従事者が、個々の犯罪被害者等の置かれている状況や心情を理解し、直面している様々な問題に対応できるよう、都・区市町村・関係機関等の職員を対象とした効果的な研修を実施し、技術や知識の習得、それらの専門性向上のほか、犯罪被害者等の二次的被害防止を図ります。

【具体的な施策】

施策名	施策の概要	所管局等
都・関係機関等の支援従事者に対する研修の実施	各局相談窓口や関係機関等の職員を対象とし、犯罪被害者等支援に関する情報提供のほか、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性、二次的被害を生じることのないよう十分配慮した対応等に関する研修を実施し、職員の資質向上を図ります。	総務局 警視庁

施策名	施策の概要	所管局等
区市町村担当者に対する研修の実施 【再掲】	<p>区市町村職員を対象とし、犯罪被害者等支援に関する情報提供のほか、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性、二次的被害を生じることのないよう十分配慮した対応等に関する研修を実施し、職員の資質向上を図ります。</p> <p>あわせて、ロールプレイング方式による演習等の実践的なプログラム、ブロック研修等による実施など、効果的な方法を導入し、研修内容の充実を図ります。</p>	総務局
東京都総合相談窓口における区市町村職員の受け入れ 【再掲】	区市町村窓口における犯罪被害者等への適切な支援を行い、その充実を図るため、東京都総合相談窓口において区市町村職員を研修生として一定期間受け入れ、犯罪被害者等支援の現場体験等を通じた必要な知識・ノウハウの習得の支援を行います。	総務局
学校の教員に対する研修等を通じた支援	都立学校教員等を対象とし、犯罪被害にあった児童・生徒や保護者等の置かれている状況、その対応や支援の方法、犯罪被害者等支援の重要性、二次的被害を生じることのないよう十分配慮した対応等に関する内容について、研修やリーフレット等の配布を通じて、犯罪被害にあった児童・生徒への的確な対応や関係機関との適切な連携を図るための支援を行います。	総務局 教育庁
民間支援団体の人材育成に対する支援	<p>民間支援団体が実施する研修への講師派遣、都の犯罪被害者等支援に関する取組や支援制度の周知などを通じて、民間支援団体等における人材育成を支援します。</p> <p>また、性犯罪・性暴力被害者支援の充実を図るために、医療従事者の専門性向上のための取組を支援します。</p>	総務局

2 民間支援団体の活動支援

現状と課題

- 犯罪被害者等支援を主たる目的として適切に行う民間支援団体は、犯罪被害者等の様々なニーズや心情をくみ取り、きめ細かな支援を長期にわたって提供できることなどから、行政機関では行き届かない支援を行う重要な役割を有しています。
- 民間支援団体が犯罪被害者等との対応を通じて把握している犯罪被害者等の実態やニーズについては、犯罪被害者等支援施策の充実を図るために重要な要素の一つとなっています。

施策の方向

犯罪被害者等支援において重要な役割を果たす民間支援団体が、より適切かつ効果的に支援活動を行うことができるよう、情報提供などの必要な支援に努めます。

【具体的な施策】

施策名	施策の概要	所管局等
民間支援団体への支援・協力	犯罪被害者等支援を行う民間支援団体が実施する研修への講師派遣、民間支援団体の活動に関する各種研修会や広報媒体を通じた周知等の協力により、民間支援団体による活動の促進を図ります。	総務局
民間支援団体の人材育成に対する支援 【再掲】	民間支援団体が実施する研修への講師派遣、都の犯罪被害者等支援に関する取組や支援制度の周知などを通じて、民間支援団体における人材育成を支援します。 また、性犯罪・性暴力被害者支援の充実を図るために、医療従事者の専門性向上のための取組を支援します。	総務局
支援従事者へのメンタルヘルスケアの充実	犯罪被害者等支援を行う過程において支援従事者が強い心理的外傷（二次受傷）を受けないよう、支援従事者を対象とした研修を行うなど、メンタルヘルスケアの充実を図ります。	総務局

3 個人情報管理の徹底に向けた取組

現状と課題

- 犯罪被害者等本人に関する情報や被害内容などの個人情報は、関係機関につなぎ、適切な支援を連携しながら提供するための重要な情報となります。
- 関係機関と連携・協力して犯罪被害者等支援を進めていくためには、それぞれの関係機関が、これらの個人情報等の適切な管理を徹底していることが不可欠です。

具体的な施策の方向

犯罪被害者等が安心して相談できる環境づくりを進めるため、都、区市町村、支援機関等と連携し、犯罪被害者等の個人情報管理の徹底に取り組みます。

【具体的な施策】

施策名	施策の概要	所管局等
個人情報管理マニュアルの整備	個人情報管理に関するマニュアルを作成し、都、警視庁、区市町村、民間支援団体等その他関係機関との連携・協力に当たって、犯罪被害者等支援に関する個人情報の適正な管理の徹底を図ります。また、各関係機関における個人情報管理に関するマニュアル整備の促進に努めます。	総務局
東京都総合相談窓口等に対する個人情報取扱状況の監督	東京都総合相談窓口及び性犯罪等被害者ワンストップ支援センターの運営を協働事業として実施している各民間支援団体が、その事業の実施に当たって取り扱う犯罪被害者等に関する個人情報の管理状況について監督するため、都が定期的に点検を行います。	総務局

資料編

1 東京都犯罪被害者等支援条例

(令和2年東京条例第17号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに東京都（以下「都」という。）、都民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、世界に開かれた国際都市として誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようするための取組をいう。
- 四 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 五 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。
- 六 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項の団体をいう。）その他犯罪被害者等支援を主たる目的として適切に行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第三条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者が受けた被害の特性及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次的被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、都、区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(都の責務)

第四条 都は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、区市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関する者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

- 2 都は、区市町村が犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することができるよう、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。

(都民の役割)

第五条 都民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、都が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行い、及び都が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、都が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援計画)

第八条 都は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「支援計画」という。）を定めるものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な考え方
 - 二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、支援計画を定めようとするときは、あらかじめ都民等の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、支援計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(総合的な支援体制の整備)

第九条 都は、国、区市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に關係する者と連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十条 都は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的な施策

(相談、情報の提供等)

第十一条 都は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十二条 都は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十三条 都は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、施設への入所による保護、一時保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定等)

第十四条 都は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第十五条 都は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、並びに二次的被害を防止するため、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深める啓発を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 都は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(緊急支援の実施)

第十七条 都は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が都の区域内（以下「都内」という。）で発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対し支援を行う必要があると認めるときは、民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整え、必要な緊急支援を実施するものとする。

(都内に住所を有しない者への支援)

第十八条 都は、都内に住所を有しない者が都内で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、民間支援団体その他関係機関と連携し、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(都民の理解の増進)

第十九条 都は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性について都民の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第二十条 都は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第二十一条 都は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材（以下「支援従事者」という。）を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第二十二条 都は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

2 都は、支援従事者に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に存する支援計画は、第八条第一項の規定により定められたものとみなす。

2 犯罪被害者等基本法

(平成 16 年法律第 161 号)

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の中重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講すべき犯罪被害者等のための施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一條 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るために、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗（ちょく）状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名譽又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年六月二五日法律第七九号）抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二七年九月一日法律第六六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

3 東京都犯罪被害者等支援推進会議設置要綱

平成 19 年 3 月 30 日
18 総人権企第 655 号
平成 20 年 4 月 28 日
20 総人権人第 28 号
平成 20 年 8 月 7 日
20 総人権人第 167 号
平成 21 年 6 月 19 日
21 総人権人第 115 号
平成 22 年 5 月 12 日
22 総人権人第 72 号
平成 22 年 7 月 16 日
22 総人権人第 160 号
平成 26 年 7 月 16 日
26 総人権人第 422 号
平成 28 年 6 月 17 日
28 総人権人第 94 号
平成 31 年 4 月 26 日
31 総人権人第 55 号

(設置目的)

第 1 犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、東京都犯罪被害者等支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 犯罪被害者等の支援に関する総合的調整及び施策の推進に関すること。
- (3) その他犯罪被害者等支援に関して必要な事項に関すること。

2 推進会議は、検討に当たって、犯罪被害者支援に関し知見を有する学識経験者等の意見及び助言を聞くものとする。

(構 成)

第 3 推進会議は、別表 1 に掲げる職にある者をもって構成する。

2 推進会議に委員長を置く。委員長は、総務局理事（人権担当）をもって充てる。

3 推進会議に副委員長を置く。副委員長は、総務局人権部長をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 委員は、当該委員があらかじめ指定した者に、その職務を代理させることができる。

(会 議)

第 4 委員長は、推進会議を招集し、会議を主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、別表 1 に掲げる職にある者以外の者に推進会議への出席を求めることができる。

(検討部会)

第 5 推進会議に、推進会議の検討を補佐するため、次の検討部会を置く。

- (1) 支援プランに関する検討部会
- (2) 支援の連携に関する検討部会

2 前項の検討部会は、それぞれ別表 2 及び別表 3 に掲げる職にある者をもって構成する。

3 委員長は、第 1 項の検討部会のほか、必要に応じて、特に重要な課題について検討を進めるための特別部会を置くことができる。特別部会の構成については、委員長が別に定める。

- 4 第1項の検討部会及び前項の特別部会（以下これらを総称して「部会」という。）に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 委員は、当該委員があらかじめ指定した者に、その職務を代理させることができる。
- 7 部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、別表2及び別表3に掲げる職にある者以外の者に部会への出席を求めることができる。
- 9 部会長は、必要に応じて、部会内に分科会を置くことができる。分科会に関する事項は、部会長が定める。

（庶務）

第6 推進会議及び部会の庶務は、総務局人権部人権施策推進課において処理する。

（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月28日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年8月7日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月12日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から適用する。

別表1（推進会議）

委員長	総務局	理事（人権担当）
副委員長	総務局	人権部長
委員	政策企画局	政策調整部長
委員	都民安全推進本部	若年支援担当部長
委員	生活文化局	総務部長
委員	住宅政策本部	連絡調整担当部長
委員	福祉保健局	総務部長
委員	病院経営本部	経営企画部長
委員	産業労働局	総務部長
委員	教育庁	教育政策担当部長
委員	警視庁	犯罪被害者支援官

別表2（支援プランに関する検討部会）

部会長	総務局	人権部長
副部会長	総務局	人権部被害者支援連携担当課長
委員	総務局	人権部企画課長
委員	総務局	人権部人権施策推進課長
委員	政策企画局	政策調整部政策調整課長
委員	都民安全推進本部	総合推進部若年支援課長
委員	生活文化局	総務部企画担当課長
委員	住宅政策本部	住宅企画部連携・広報担当課長
委員	福祉保健局	総務部総務課長
委員	病院経営本部	経営企画部経営戦略担当課長
委員	産業労働局	総務部連絡調整担当課長
委員	産業労働局	雇用就業部計画調整担当課長
委員	教育庁	総務部人権教育調整担当課長
委員	警視庁	犯罪被害者支援室長

別表3（支援の連携に関する検討部会）

部会長	総務局	人権部長
副部会長	総務局	人権部被害者支援連携担当課長
委員	総務局	人権部企画課長
委員	総務局	人権部人権施策推進課長
委員	都民安全推進本部	総合推進部若年支援課長
委員	生活文化局	都民生活部男女平等参画課長
委員	住宅政策本部	都営住宅経営部管理制度担当課長
委員	福祉保健局	少子社会対策部計画課長
委員	福祉保健局	医療政策部医療政策課長
委員	福祉保健局	障害者施策推進部計画課長
委員	福祉保健局	保健政策部保健政策課長
委員	教育庁	指導部主任指導主事（人権教育担当）
委員	警視庁	犯罪被害者支援室長

4 東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱

(令和2年6月10日制定 2総人権人第86号)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、東京都犯罪被害者等支援条例（令和2年東京条例第17号。以下「条例」という。）に基づき、犯罪被害者等（条例第2条第2号に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、専門的な見地から、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 東京都犯罪被害者等支援計画（条例第8条第1項に規定する支援計画をいう。以下「支援計画」という。以下同じ。）の策定及び推進に関すること。
- 二 支援計画の進行管理に関すること。
- 三 その他東京都の犯罪被害者等支援（条例第2条第3号に規定する犯罪被害者等支援をいう。）に関する施策を推進するために必要な事項に関すること。

(委員等)

第3条 委員会は、犯罪被害者等、支援団体に属する者及び学識経験を有する者等のうちから、知事が委嘱する委員をもって組織する。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員会は、座長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見等を徴することができる。

3 会議の資料及び議事録については、原則として公開する。ただし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができます。

(守秘義務)

第6条 委員は、正当な理由なく、その立場を通じて知り得た個人情報を漏らしてはならない。委員の任期終了後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務局人権部人権施策推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月11日から施行する。

5 犯罪被害者等の実態に関する調査（抜粋）

1 調査概要

（1）調査目的

本調査は、「東京都犯罪被害者等支援条例（仮称）」の制定や「第3期東京都犯罪被害者等支援計画」の改定に向けて、被害にあわれた方、およびその御家族が犯罪被害後におかれている現状、支援制度の利用状況などを把握し、今後の東京都の取組の参考とすることを目的として実施した。

（2）調査期間

令和元年9月13日～10月4日

（3）調査の対象と調査方法

本調査では、次に示す6種類の調査を実施した。

1 犯罪被害者等（性犯罪等を除く）に対する調査

○調査対象

被害者団体・被害者支援団体において把握している犯罪被害者等のうち、都内に住所を有するもの

○調査方法

調査票一式を被害者団体・被害者支援団体に送付し、団体から犯罪被害者等に発送する。
回答は無記名式。

2 性犯罪・性暴力被害者等に対する調査

○調査対象

性犯罪・性暴力被害者支援団体において把握している性犯罪・性暴力被害者のうち、都内に住所を有するもの

○調査方法

調査票一式を被害者支援団体に送付し、団体から性犯罪・性暴力被害者に発送する。回答は無記名式。

3 被害者団体・被害者支援団体等に対する調査

○調査対象

都内に拠点を置き、活動している民間団体・行政機関

○調査方法

調査票一式を団体・機関に送付する。回答方法は記名式。

4 性犯罪・性暴力被害者支援団体に対する調査

○調査対象

都内に拠点を置き、活動している民間団体

○調査方法

調査票一式を団体に送付する。回答方法は記名式。

5 区市町村に対する調査

○調査対象

東京都内の全区市町村

○調査方法

調査票一式を区市町村に送付する。回答方法は記名式。

6 民間団体に対する調査

○調査対象

都が設置する「犯罪被害者等支援を進める会議」に参加している民間団体

○調査方法

調査票一式を団体に送付する。回答方法は記名式。

(4) 回収結果

各調査の回収結果は、以下のとおりであった。

	配布数	有効回収数	有効回収率
犯罪被害者等（性犯罪等を除く）に対する調査	115件	58件	50.4%
性犯罪・性暴力被害者等に対する調査	77件	35件	45.5%
被害者団体・被害者支援団体等に対する調査	19件	15件	78.9%
性犯罪・性暴力被害者支援団体に対する調査	10件	9件	90.0%
区市町村に対する調査	62件	62件	100.0%
民間団体に対する調査	14件	11件	78.6%
総計	297件	190件	64.0%

2 調査結果

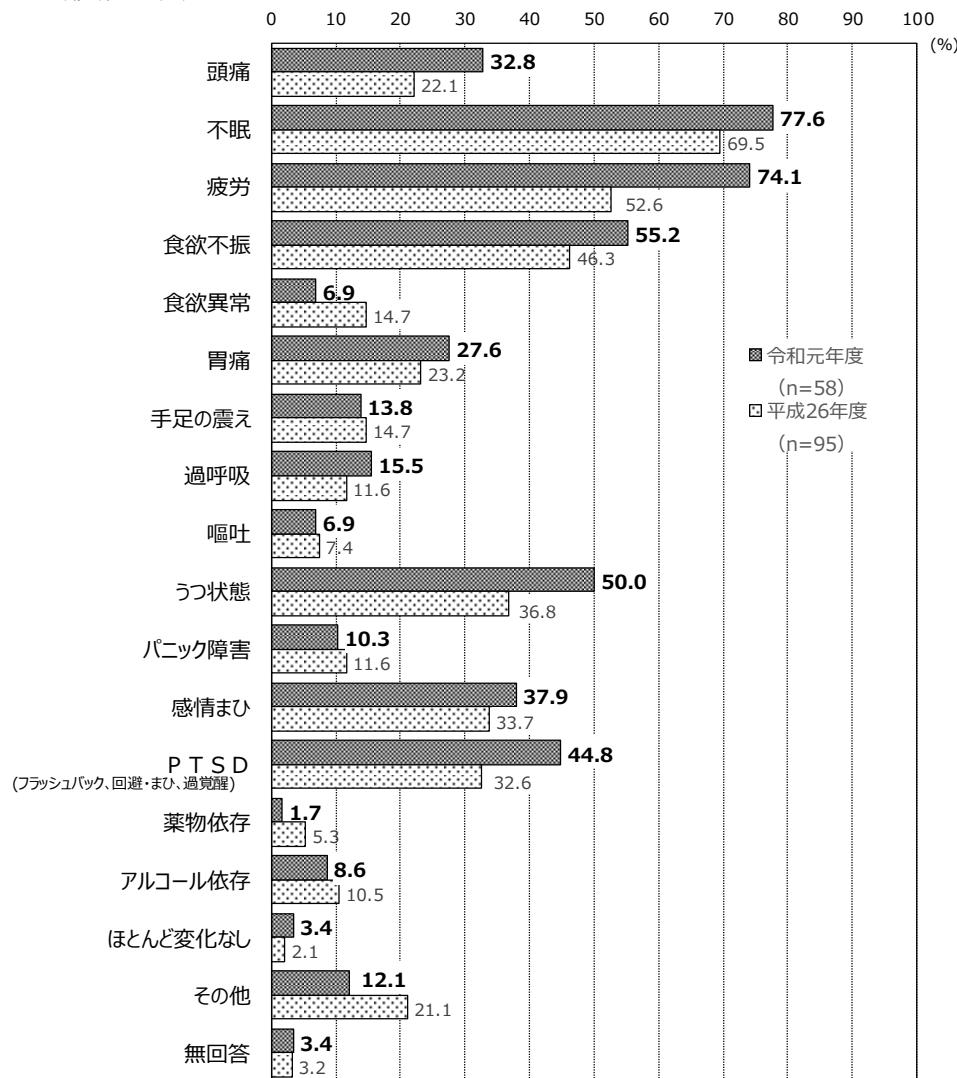
(1) 犯罪被害者等（性犯罪等を除く）に対する調査

○被害後の状況について（心身の状況の変化）

- 被害にあわれてから的心身の状況の変化については、「不眠」が 77.6% と最も高く、前回調査から 8.1 ポイント増。次いで「疲労」が 74.1% (21.5 ポイント増) と続く。
- 「不眠」「疲労」「食欲不振」と、生命活動に関わる症状については前回調査でも高いが、次いで高い選択肢群は「うつ状態」「感情まひ」「P T S D」となっている。

Q. 被害にあわれたことで、あなた自身の心身の状況にどのような変化がありましたか。

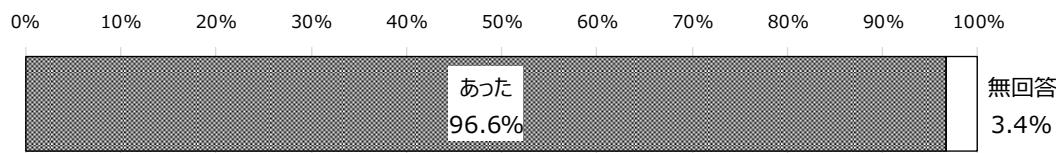
（複数回答）



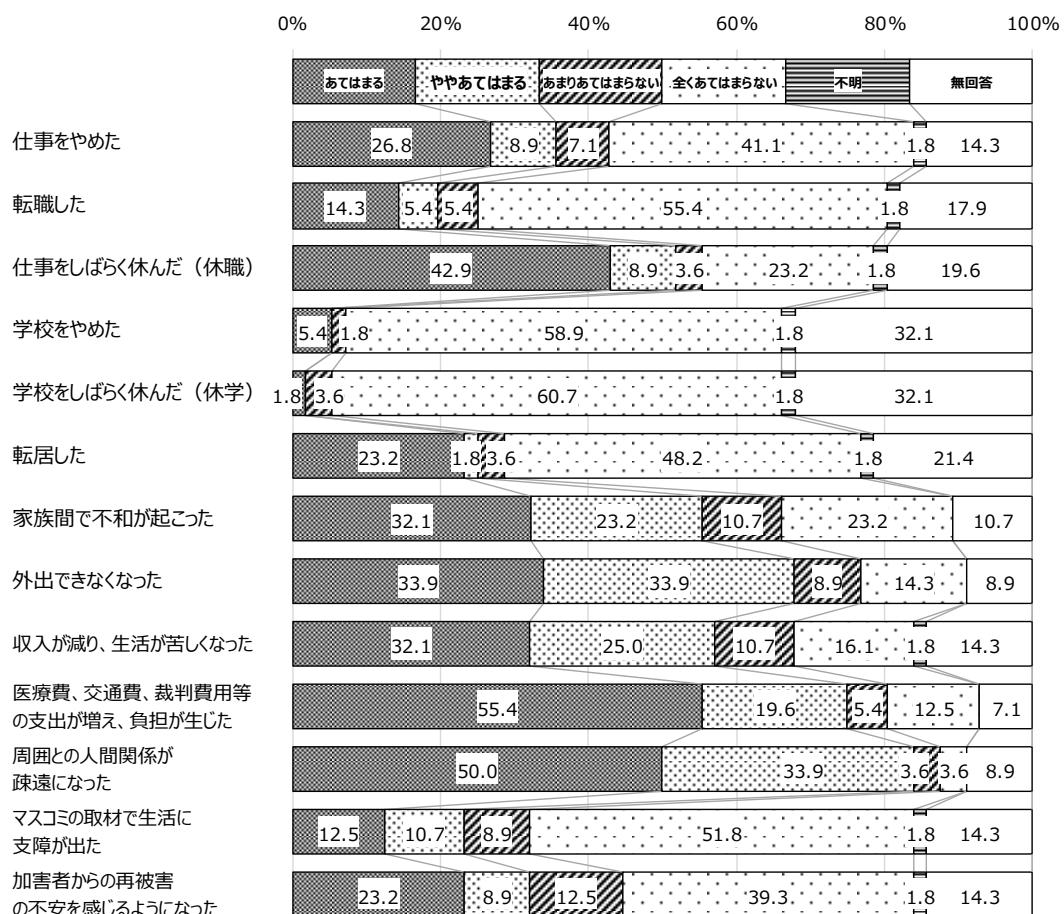
○被害後の状況について（生活上の変化）

- ・生活上の変化については、96.6%の方が変化が「あった」と回答。
- ・変化の状況で「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した方は、「周囲との人間関係が疎遠になった」が8割強。次いで、「医療費、交通費、裁判費用等の支出が増え、負担が生じた」が7割強、「外出できなくなったり」が7割弱。「収入が減り、生活が苦しくなった」が6割弱と続く。

Q. 被害にあわれたことがきっかけで、あなた自身の生活上の変化はありましたか。
全体 (n=58)



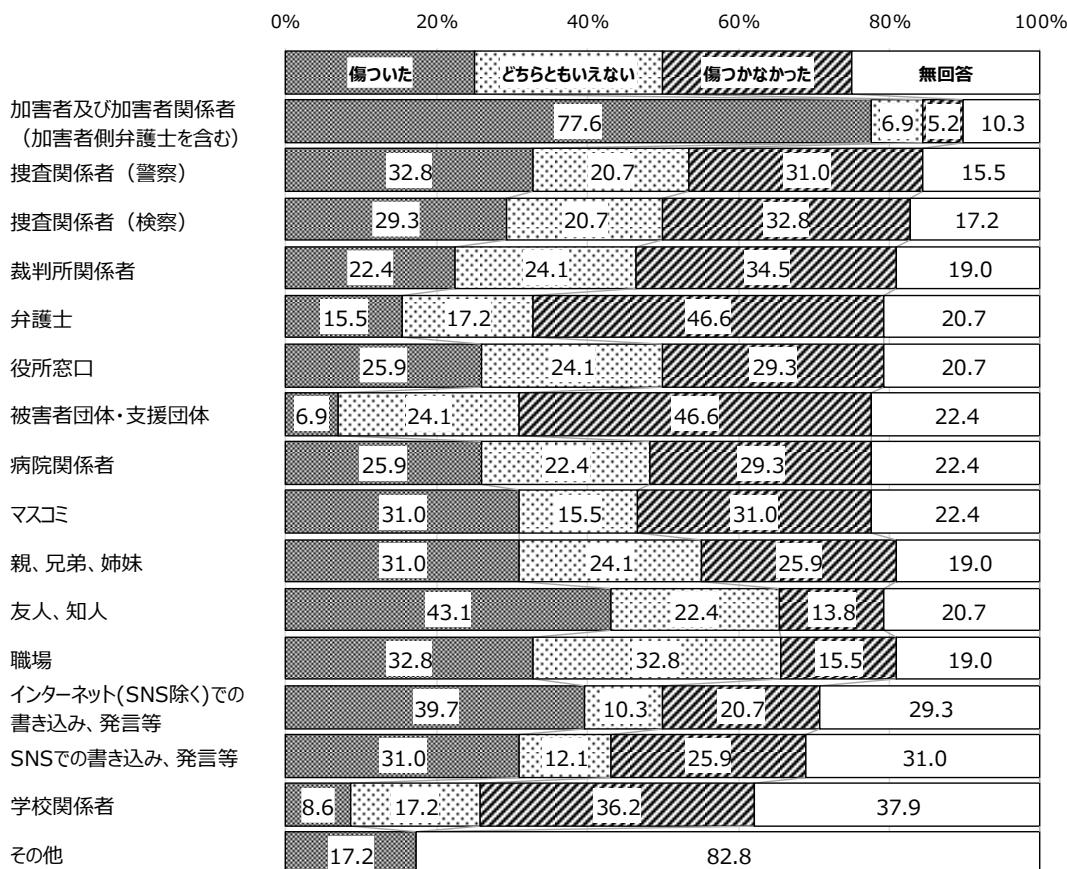
Q. 生活上の変化について、それぞれあてはまる状況をお選びください。
全体 (n=58)



○二次的被害について

- ・二次的被害について「傷ついた」と回答した方は、「加害者及び加害者関係者」が 77.6%と最も高く、次いで、「友人、知人」が 43.1%、「インターネット(SNS除く)での書き込み、発言等」が 39.7%、「捜査関係者(警察)」「職場」がともに 32.8%と続く。

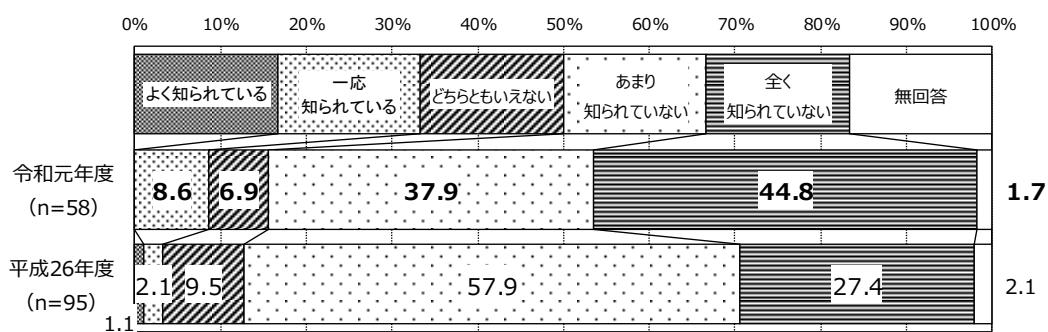
Q. 被害後の他人の言動や態度により傷つけられたことがありますか。それぞれあてはまる状況をお選びください。全体 (n=58)



○被害者の置かれた状況等について

- ・被害者のおかれた状況の世間一般の認知については、8割強の方が「全く知られていない」「あまり知られていない」と回答。前回調査から 2.6 ポイント減で状況に大きな変化はないが、「全く知られていない」だけでみると 17.4 ポイント増。
- ・被害者の人権への配慮については、6割強の方が「全く配慮されていない」「あまり配慮されていない」と回答。前回調査から 8.7 ポイント増。

Q. あなたから見て、世間一般に被害者のおかれた状況は知られていると思いますか。

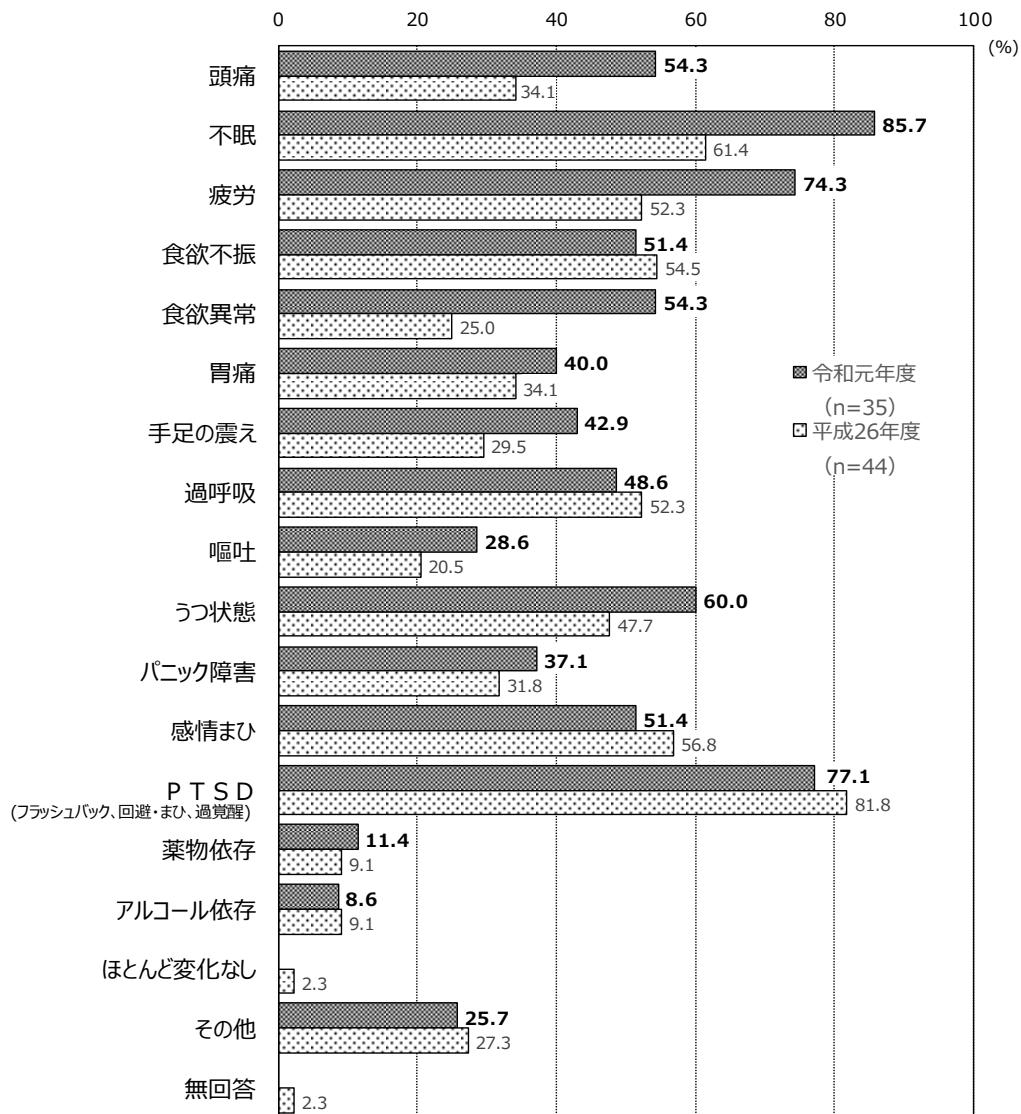


(2) 性犯罪・性暴力被害者等に対する調査

○被害後の状況について（心身の状況の変化）

- 被害にあわれてから的心身の状況の変化については、「不眠」が 85.7%と最も高く、前回調査から 24.3 ポイント増。次いで「P T S D」 77.1% (4.7 ポイント減)、「疲労」 74.3% (22.0 ポイント増) と続く。また 5割以上の方が「頭痛」「食欲不振」「食欲異常」「うつ状態」「感情まひ」を選択している。
- 前回調査と比較すると「頭痛」「不眠」「疲労」「食欲異常」と、生命活動に関わる症状については、いずれも 20 ポイント以上増加している。また、約 8割の方が「P T S D」を選択している。

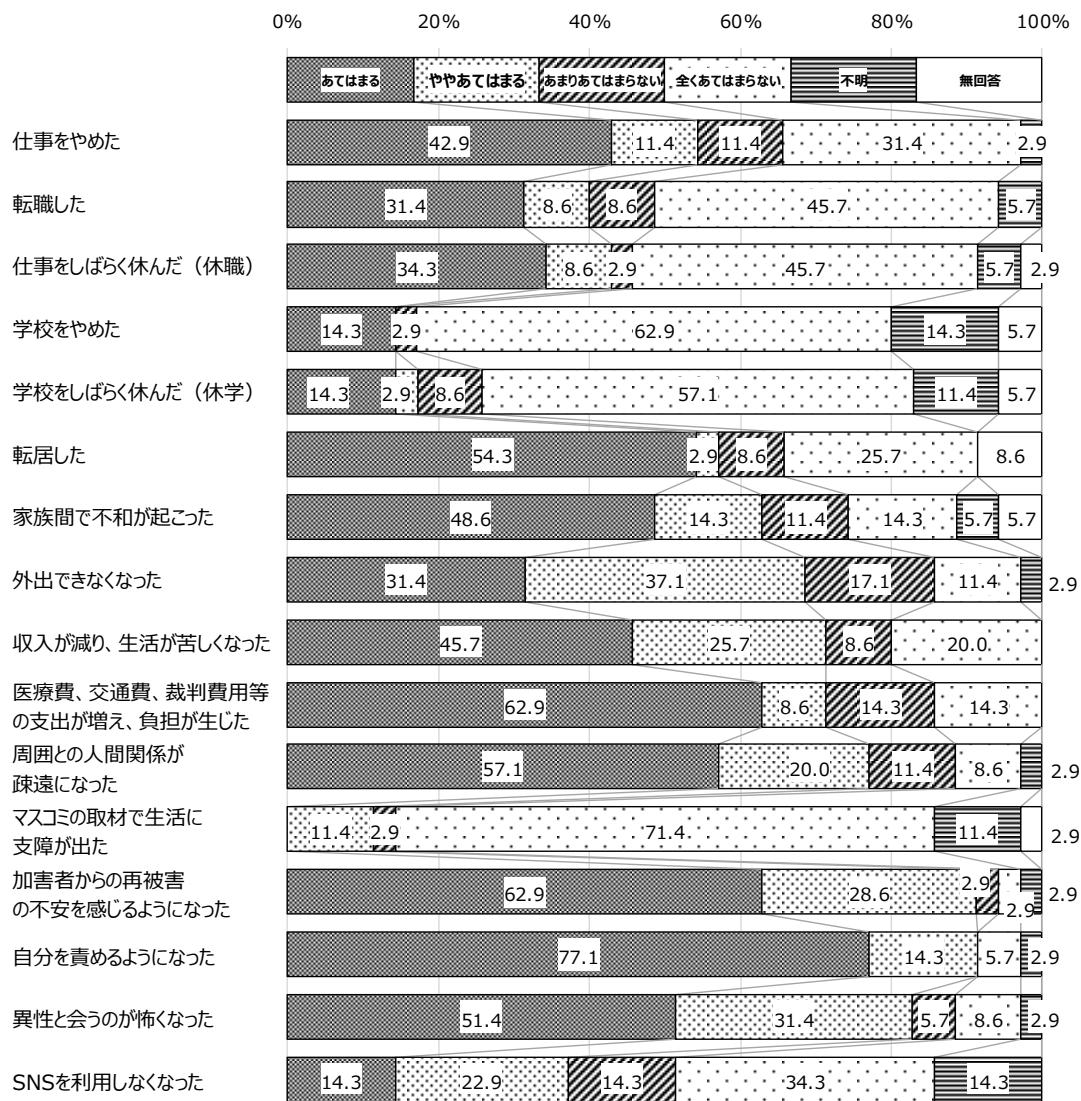
Q. 被害にあわれたことで、あなた自身の心身の状況にどのような変化がありましたか。
(複数回答)



○被害後の状況について（生活上の変化）

- ・生活上の変化の状況で「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した方は、「加害者からの再被害の不安を感じるようになった」「自分を責めるようになった」がともに9割強。次いで、「異性と会うのが怖くなった」が8割強、「周囲との人間関係が疎遠になった」が8割弱と続く。

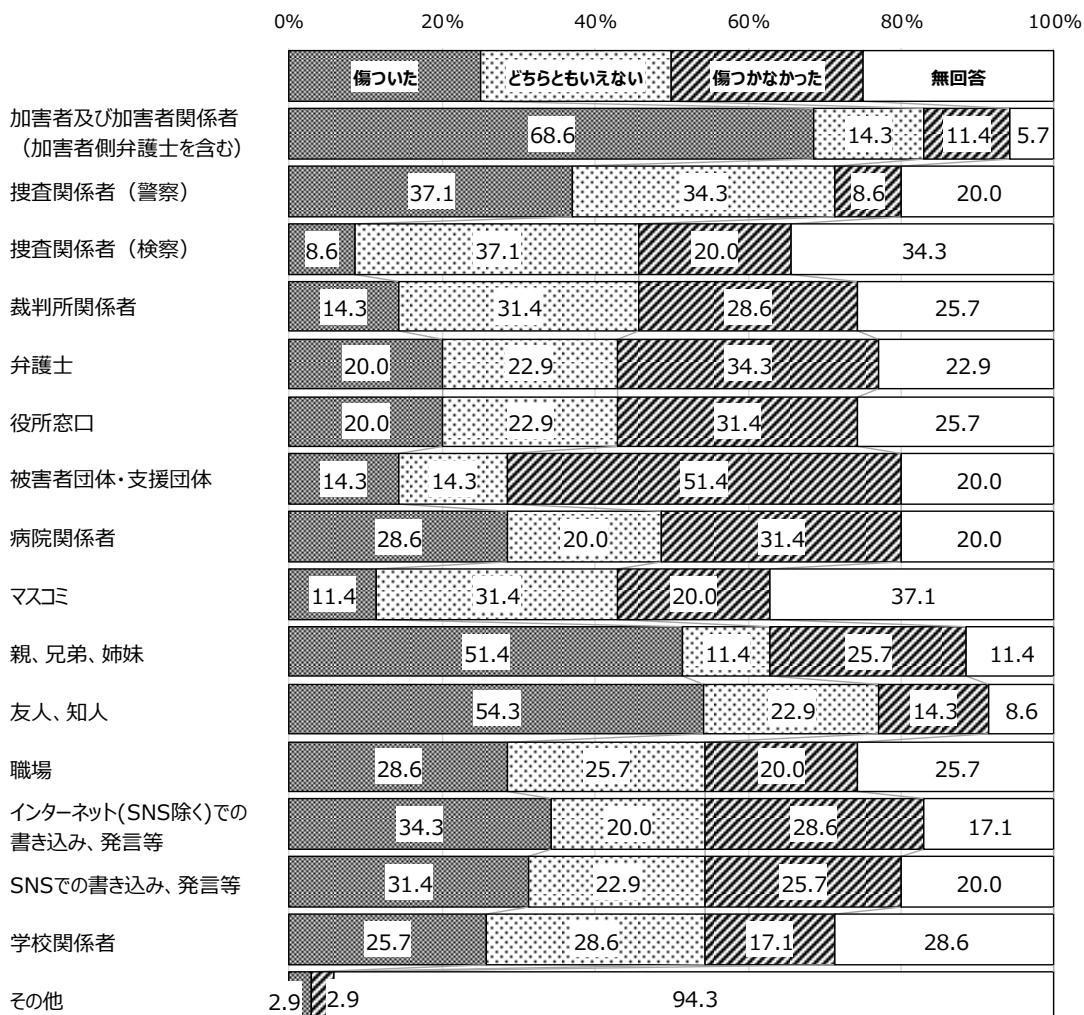
Q. 生活上の変化について、それぞれあてはまる状況をお選びください。全体 (n=35)



○二次的被害について

- ・二次的被害について「傷ついた」と回答した方は、「加害者及び加害者関係者」が68.6%と最も高く、次いで、「友人、知人」が54.3%、「親、兄弟、姉妹」が51.4%と続く。また、「捜査関係者（警察）」「インターネット（SNS除く）での書き込み、発言等」「SNSでの書き込み、発言等」も3割を超える。

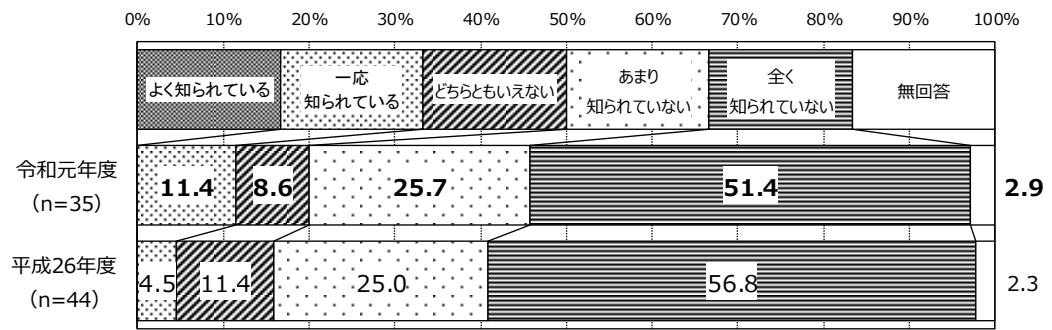
Q. 被害後の他人の言動や態度により傷つけられたことがありますか。それぞれあてはまる状況をお選びください。全体（n=35）



○被害者の置かれた状況等について

- ・被害者のおかれた状況の世間一般の認知については、8割弱の方が「全く知られていない」「あまり知られていない」と回答。前回調査から4.7ポイント減。
- ・被害者の人権への配慮については、2割強の方が「十分配慮されている」「一応配慮されている」と回答。前回調査から9.9ポイント増。また、6割の方が「全く配慮されていない」「あまり配慮されていない」と回答。前回調査から12.8ポイント減。

Q. 性的な被害を受けた方のおかれた状況は世間一般に知られていると思いますか。
全体（n=35）

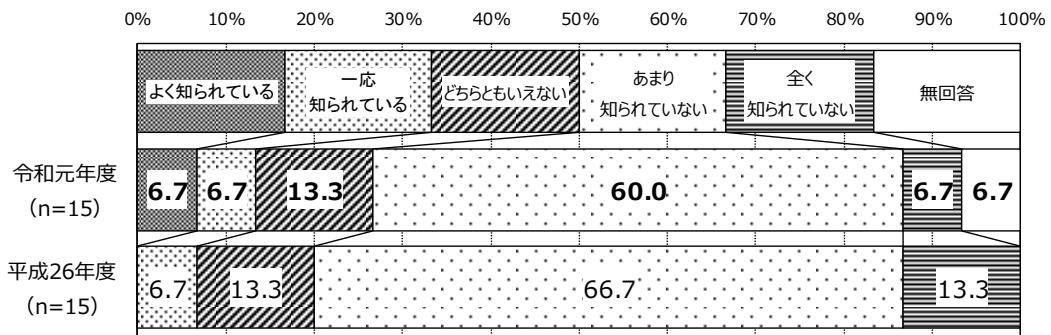


(3) 被害者団体・被害者支援団体等に対する調査

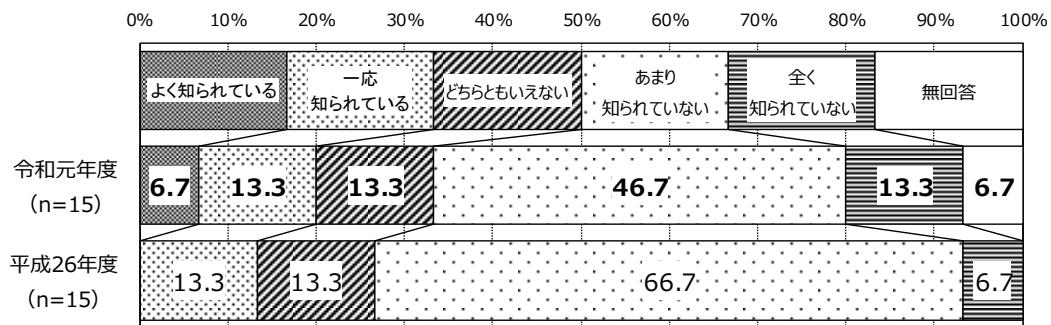
○被害者の置かれた状況等について

- ・被害者の置かれた状況の世間一般の認知については、「よく知られている」「一応知られている」が前回調査から 6.7 ポイント増の 13.4% (1→2 団体)。「全く知られていない」「あまり知られていない」が 66.7%で 13.3 ポイント減 (12→10 団体)。
- ・相談窓口や支援制度の認知については、「よく知られている」「一応知られている」が前回調査から 6.7 ポイント増の 20.0% (2→3 団体)。「全く知られていない」「あまり知られていない」が 13.4 ポイント減の 60.0% (11→9 団体)。

Q. 世間一般に被害者の置かれた状況は知られていると思いますか。



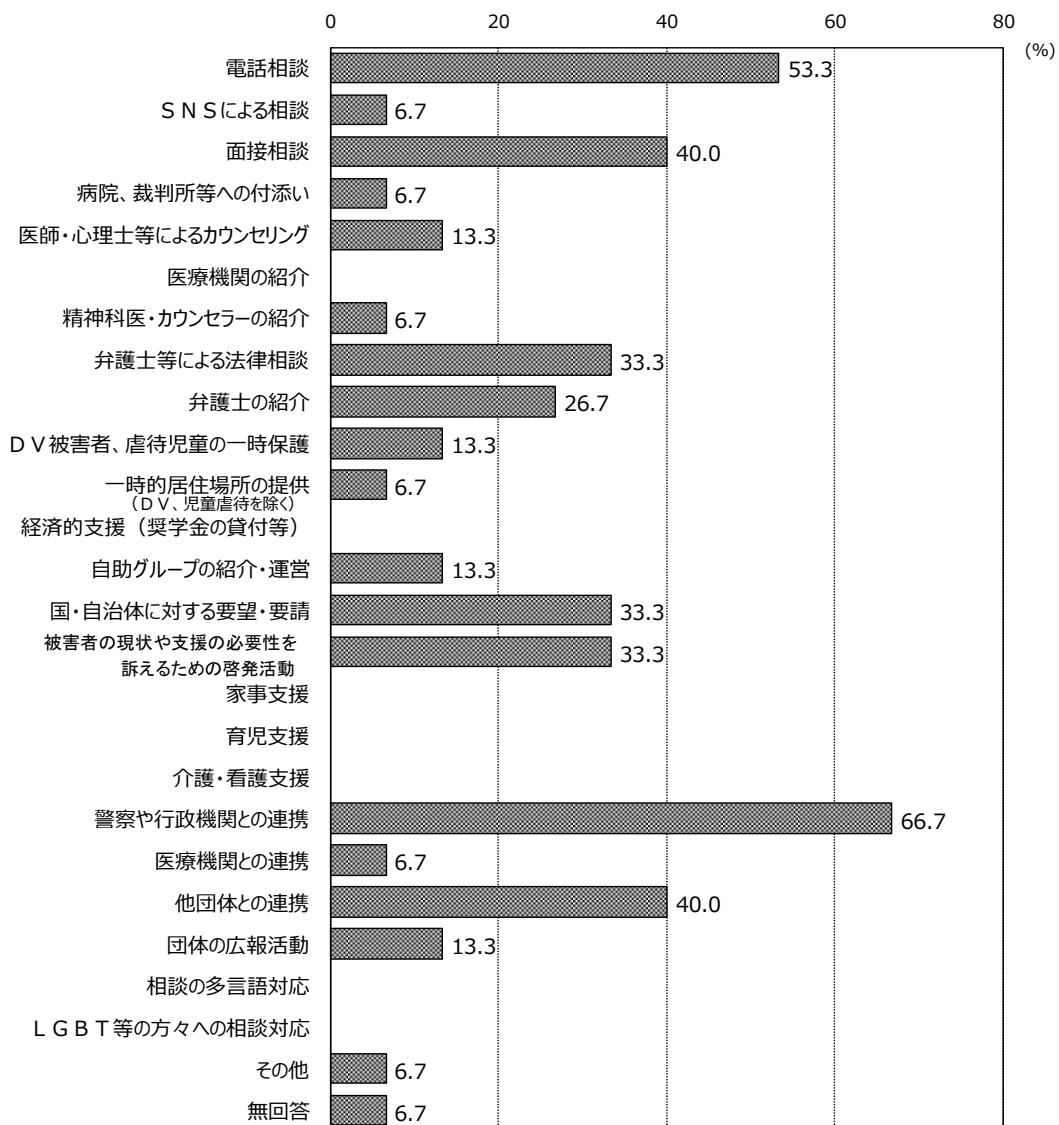
Q. 世間一般に行政機関や被害者支援団体等による相談窓口・支援制度は知られていると思いますか。



○今後の支援について

- 今後、力を入れていきたい支援内容については、「警察や行政機関との連携」が最も高く66.7%。次いで「電話相談」が53.3%、「面接相談」「他団体との連携」が40.0%と続く。

Q. 今後、貴団体が力を入れていきたい支援内容を教えてください。(複数回答) (n=15)

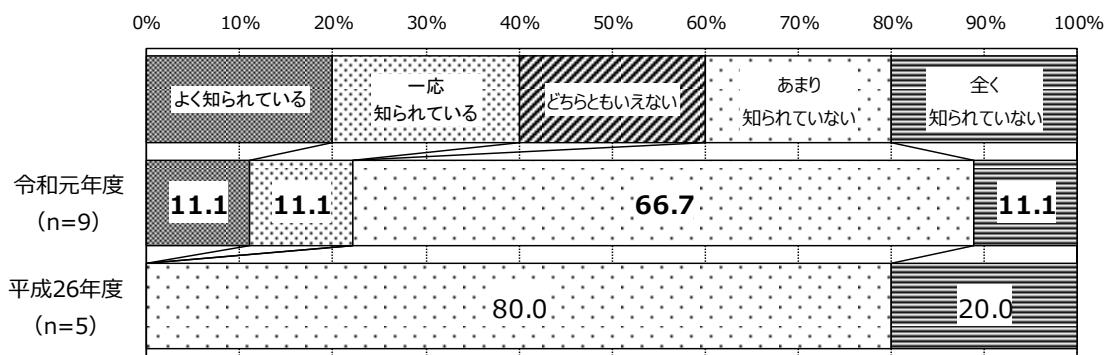


(3) 被害者団体・被害者支援団体等に対する調査

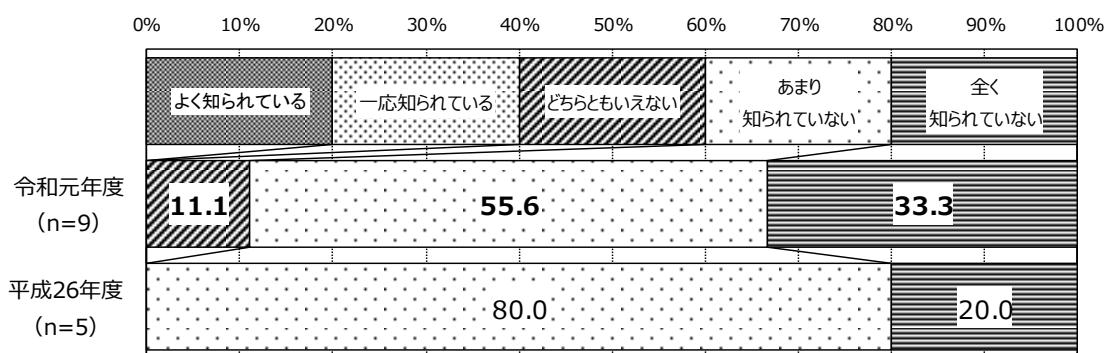
○性犯罪・性暴力被害者の置かれた状況等について

- ・性犯罪・性暴力被害者の置かれた状況の世間一般の認知については、「よく知られている」「一応知られている」が 22.2% (0→2 団体)。
- ・相談窓口・支援制度については、約 9 割の団体が「全く知られていない」「あまり知られていない」と回答。

Q. 世間一般に性犯罪・性暴力被害者の置かれた状況は知られていますか。



Q. 世間一般に行政機関や性犯罪・性暴力被害者支援団体等による相談窓口・支援制度は 知られていますか。

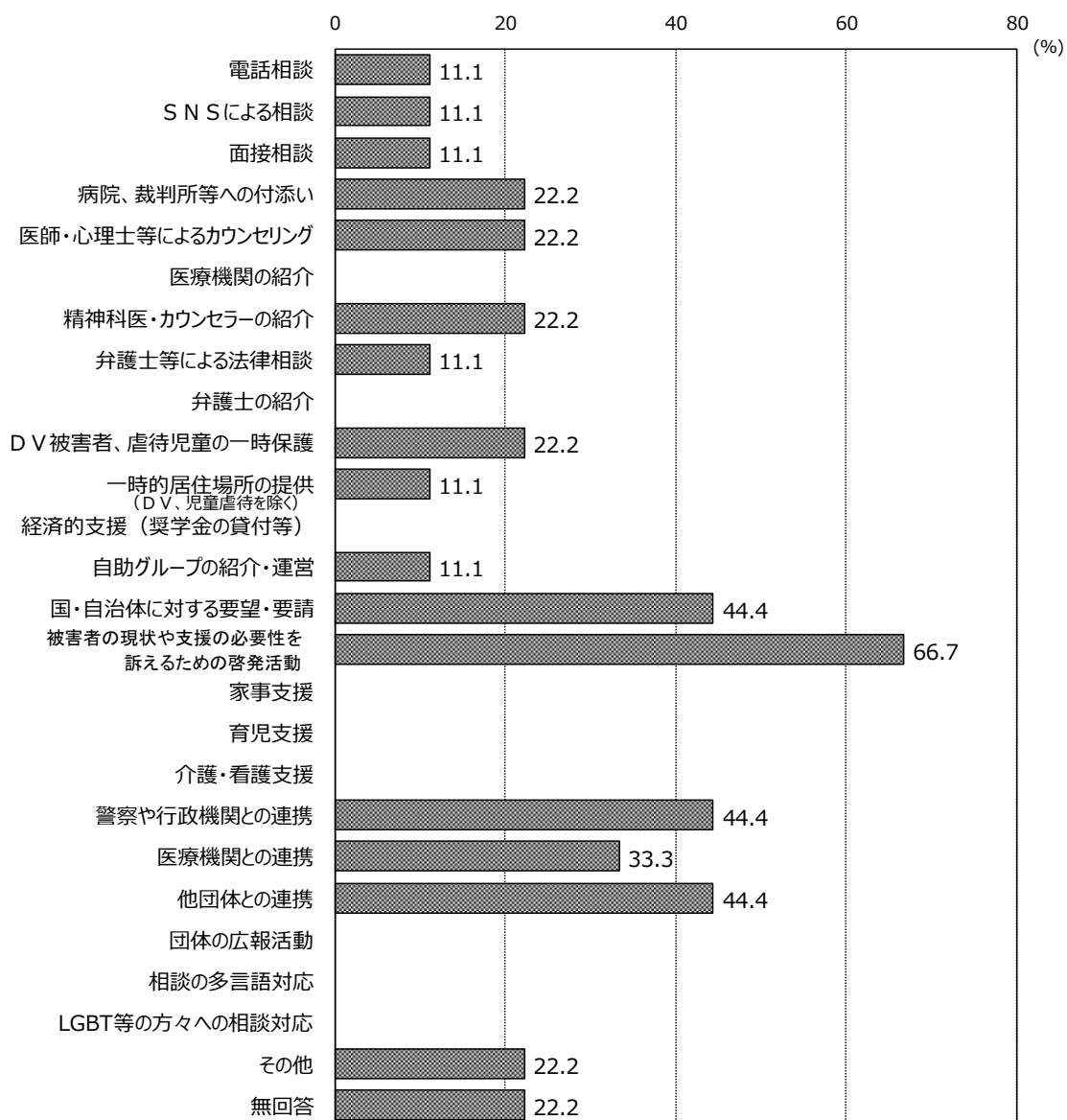


○今後の支援について

- ・今後、力を入れていきたい支援内容については、「被害者の現状や支援の必要性を訴えるための啓発活動」が最も高く 66.7%。次いで「国・自治体に対する要望・要請」「警察や行政機関との連携」「他団体との連携」が 44.4%と続く。

Q. 今後、貴団体が力を入れていきたい支援内容を教えてください。(複数回答)

全体 (n=9)

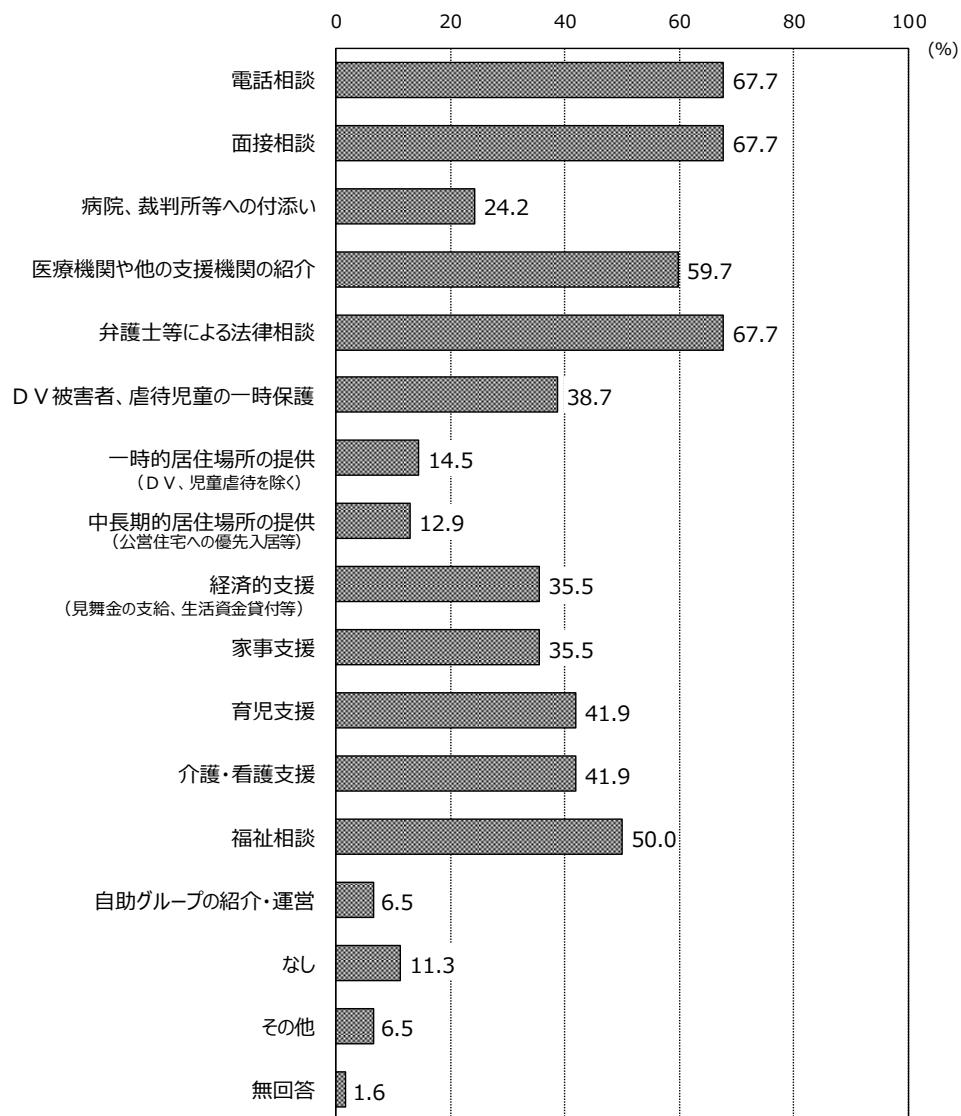


(4) 区市町村に対する調査

○支援制度の具体的内容について

- 既存の支援制度の具体的な内容については、「電話相談」「面接相談」「弁護士等による法律相談」がそれぞれ 67.7%。次いで「医療機関や他の支援機関の紹介」が 59.7%、「福祉相談」が 50.0%と続く。

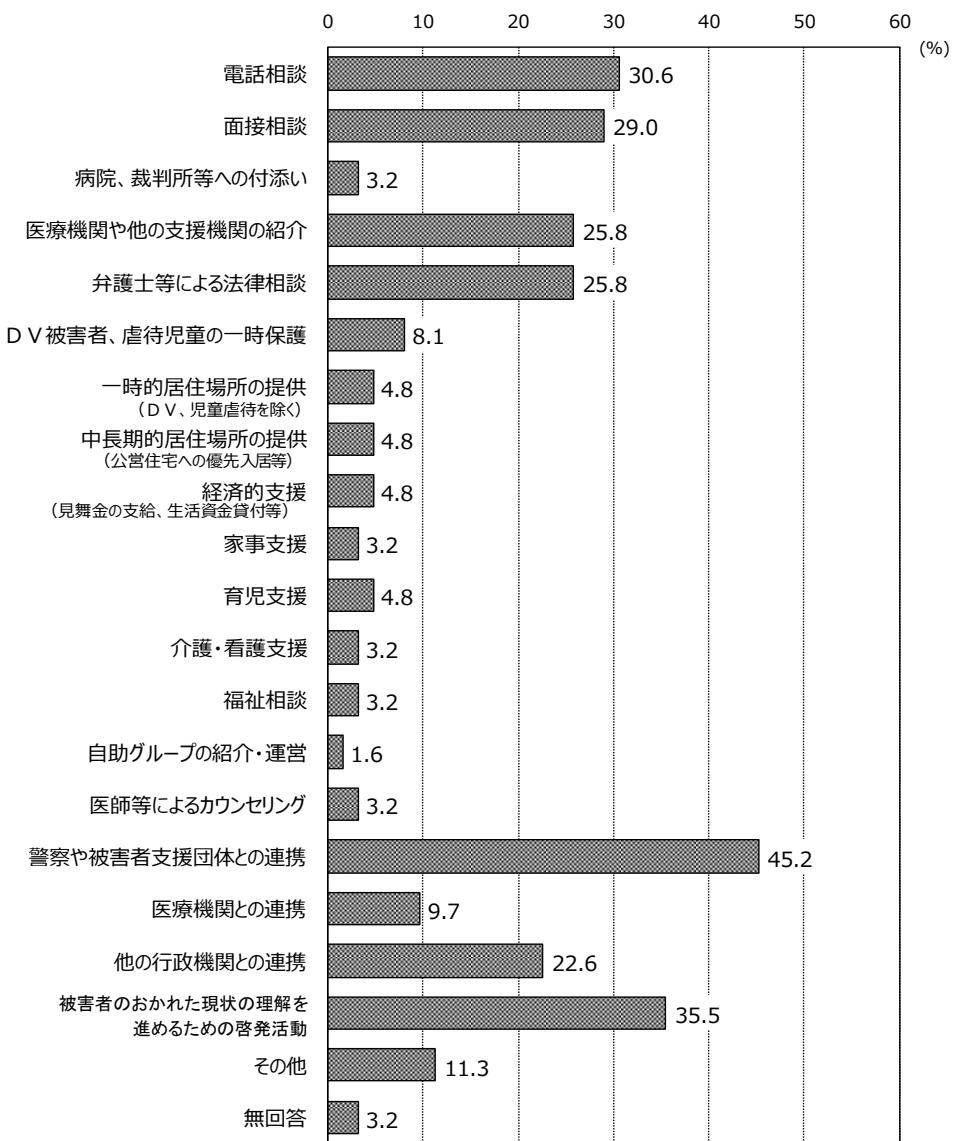
Q. 貴区市町村が行っている既存の支援制度の具体的な内容をお聞かせください。(複数回答)
全体 (n=62)



○今後充実させていきたい支援内容について

- ・今後、充実させていきたい支援内容としては、「警察や被害者支援団体との連携」が 45.2% と最も高く、次いで「被害者のおかれた現状の理解を進めるための啓発活動」が 35.5%、「電話相談」が 30.6%、「面接相談」が 29.0%と続く。

Q. 今後、貴区市町村が充実させていきたい支援内容をお選びください。（複数回答）
全体 (n=62)



6 インターネット都政モニター「犯罪被害者等支援について」(抜粋)

1 調査実施の概要

(1) アンケートテーマ

「犯罪被害者等支援について」

(2) アンケート目的

次年度策定予定の第4期東京都犯罪被害者等支援計画などの参考とするため、都民の意見を聞く。

(3) アンケート期間

令和元年6月12日（水曜日）から令和元年6月18日（火曜日）まで

(4) アンケート方法

インターネットを通じて、モニターがアンケート専用ホームページから回答を入力する。

(5) インターネット都政モニター数

500人

(6) 回答者数

496人

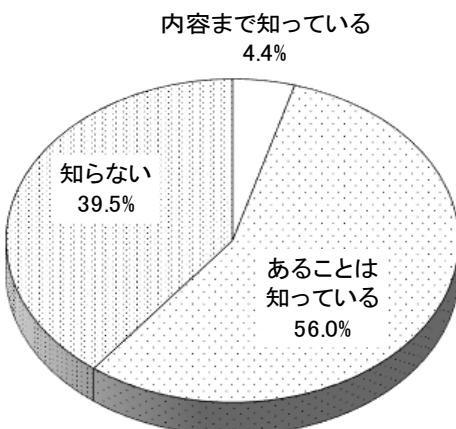
(7) 回答率

99.2%

2 調査結果

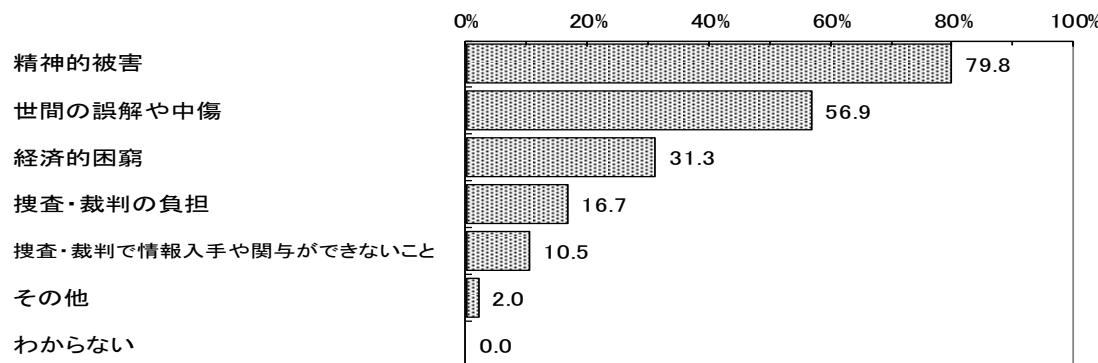
○ 「犯罪被害者等基本法」の認知度

Q1 あなたは、犯罪被害者及びその家族又は遺族の権利利益の保護を目的として制定された「犯罪被害者等基本法」を知っていますか。 (n=496)



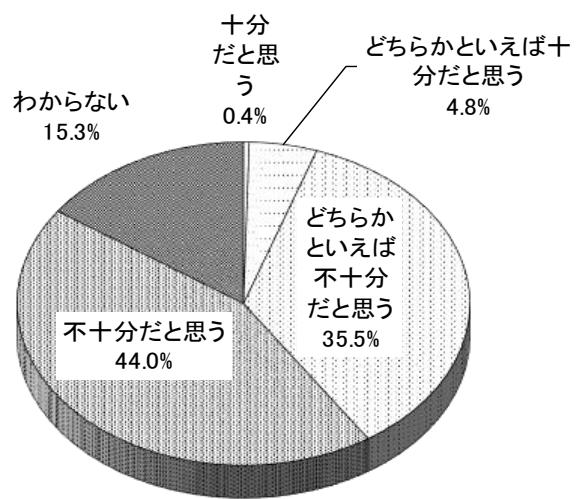
○犯罪被害者等の置かれた状況

Q 2 犯罪被害者及びその家族又は遺族は、犯罪によって生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった被害を受けます。あなたは、こうした直接的な被害のほかにどのような被害や負担が生じやすいと思いますか。次の中から2つまでお選びください。 2MA (n=496)



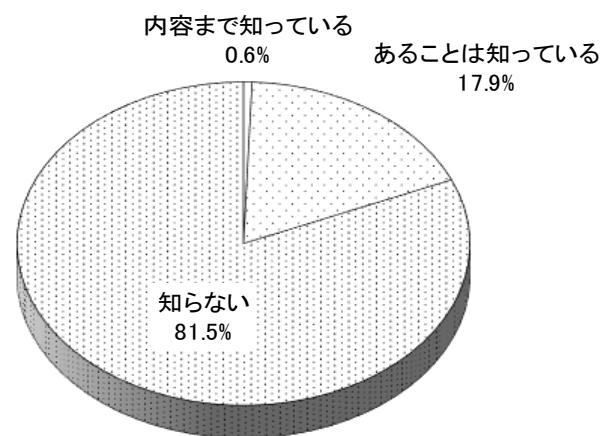
○犯罪被害者等の権利の充足度

Q 3 あなたは、我が国において、犯罪被害者及びその家族又は遺族の権利の保護、保障等は十分だと思いますか。 (n=496)



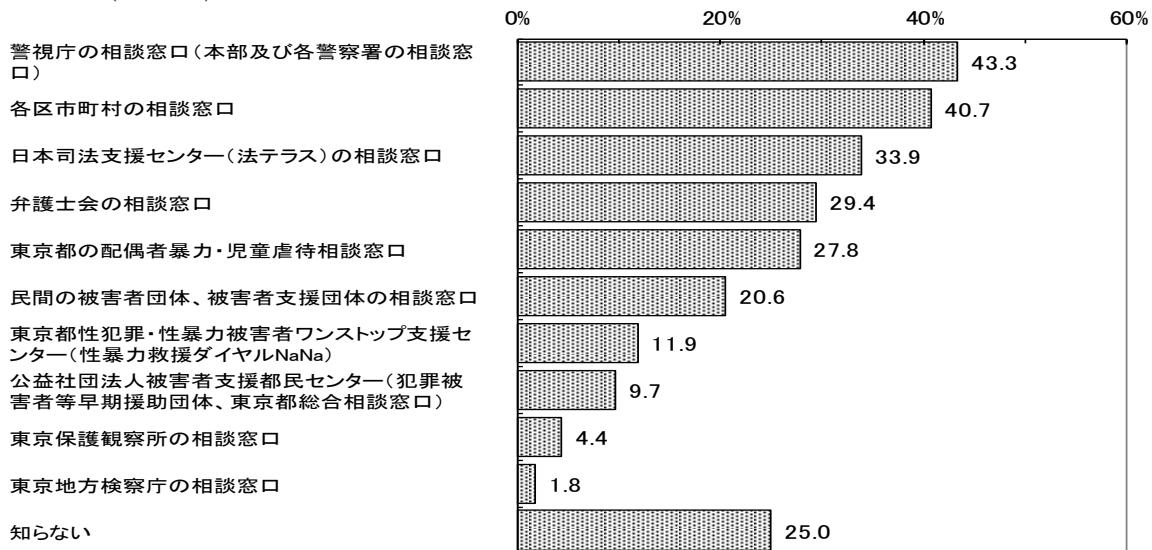
○「東京都犯罪被害者等支援計画」の認知度

Q 4 東京都では、犯罪被害者等基本法を受けて、犯罪被害者等の支援に取り組むための支援計画を策定しています。あなたは、東京都が平成28年2月に策定した「第3期東京都犯罪被害者等支援計画」(※)を知っていますか。 (n=496)



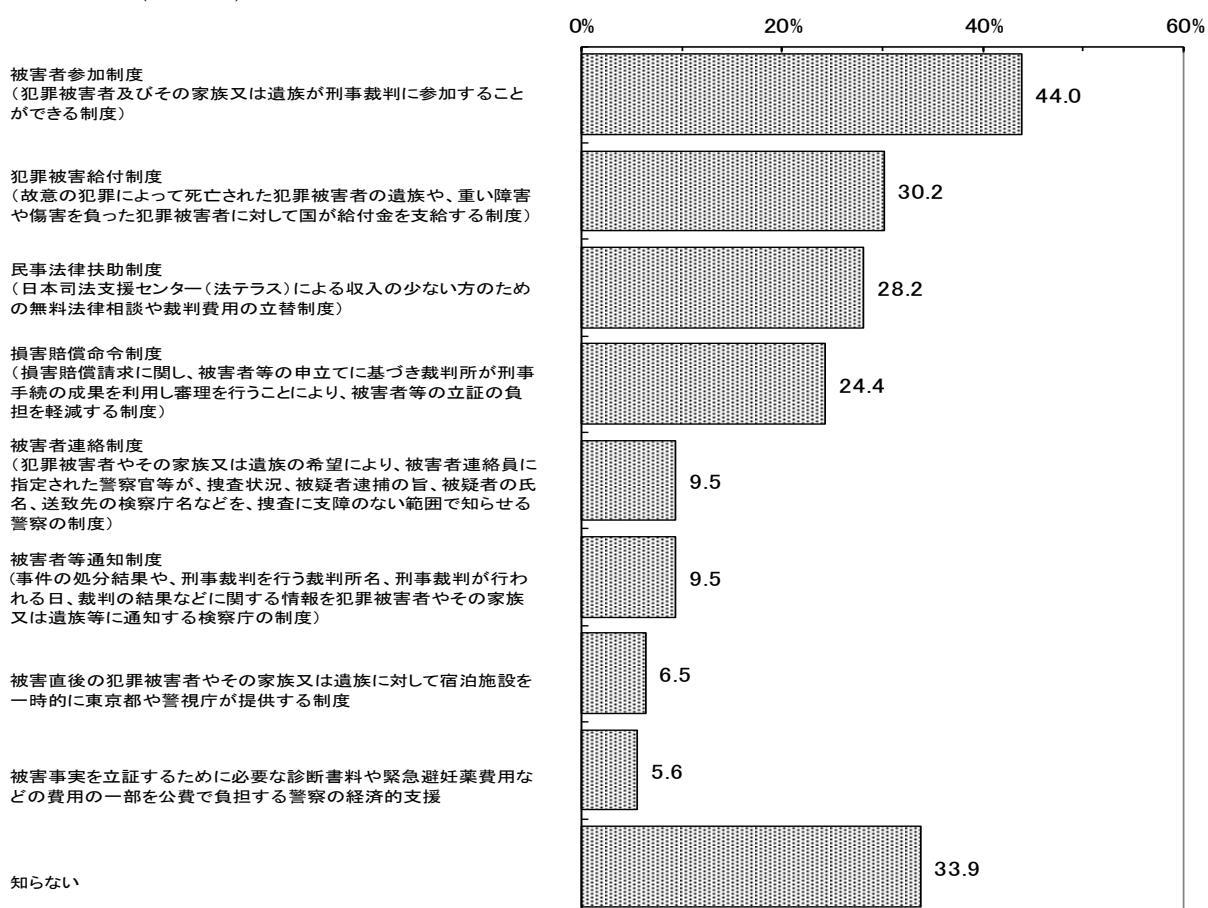
○犯罪被害者等の相談窓口の認知度

Q 5 あなたは、犯罪被害者及びその家族又は遺族のための相談窓口が設置されていることを知っていますか。次の中から、知っているものをいくつでもお選びください。
MA (n=496)



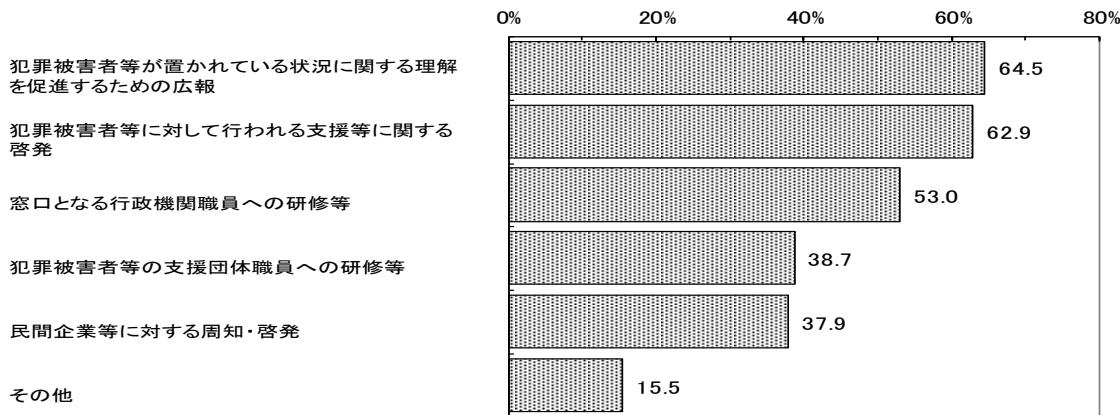
○犯罪被害者等への支援策の認知度

Q 6 あなたは、犯罪被害者及びその家族又は遺族に対して行われている支援について、どの程度知っていますか。次の中から、知っているものをいくつでもお選びください。
MA (n=496)



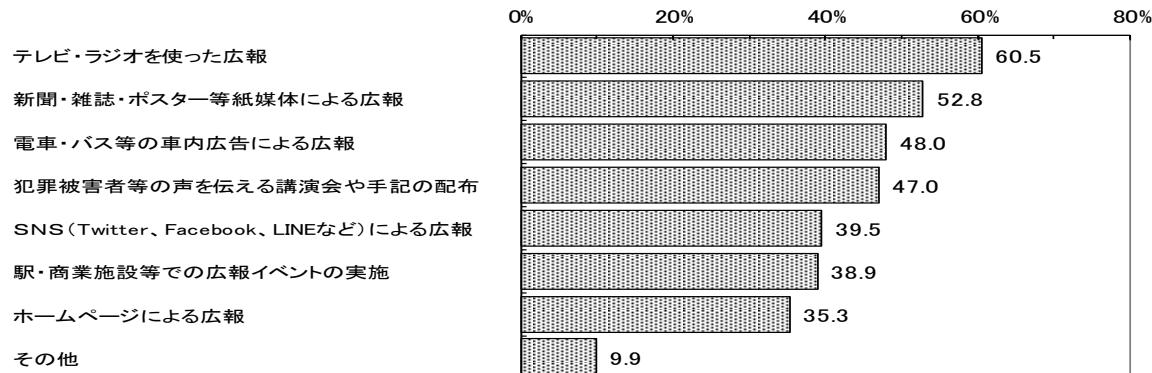
○犯罪被害者等への二次的被害に対する取組

Q 7 犯罪被害者及びその家族又は遺族は、被害後に周囲の人々の心無い言葉や態度などで精神的苦痛を受けます。このような犯罪後に生じる被害を二次的被害と呼びます。あなたは二次的被害を防止するためには、東京都がどのような取組を行うと良いと思われますか。次の中から、当てはまるものをいくつでもお選びください。 MA (n=496)



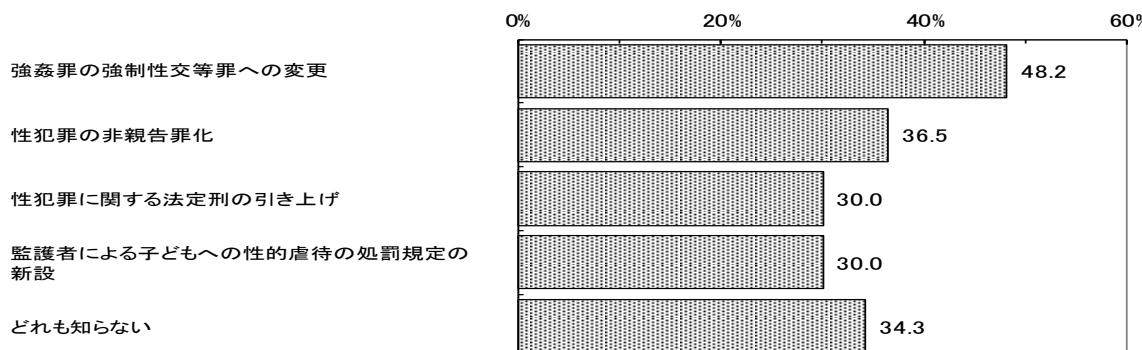
○東京都が取り組む周知・広報等

Q 8 あなたは、東京都が犯罪被害者等への理解や支援のためにどのような周知・広報等に取り組むと良いと思われますか。次の中から、当てはまるものをいくつでもお選びください。 MA (n=496)



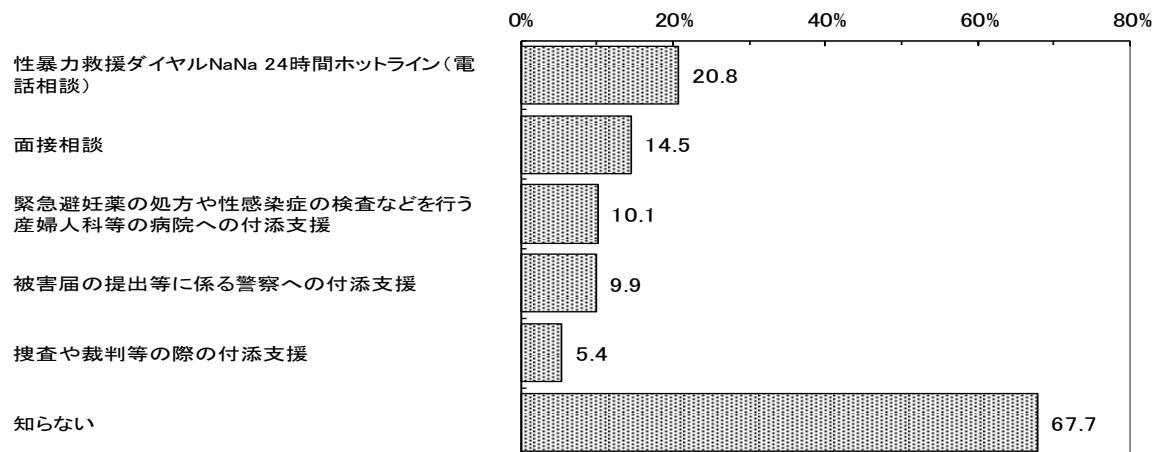
○性犯罪に関する刑法の改正の認知度

Q 9 平成 29 年 7 月に、刑法の性犯罪に関する規定が、明治 40 年の制定以来 110 年ぶりに大幅に改正され施行されました。あなたは、この刑法改正を知っていますか。次の中から知っているものをいくつでもお選びください。 MA (n=496)



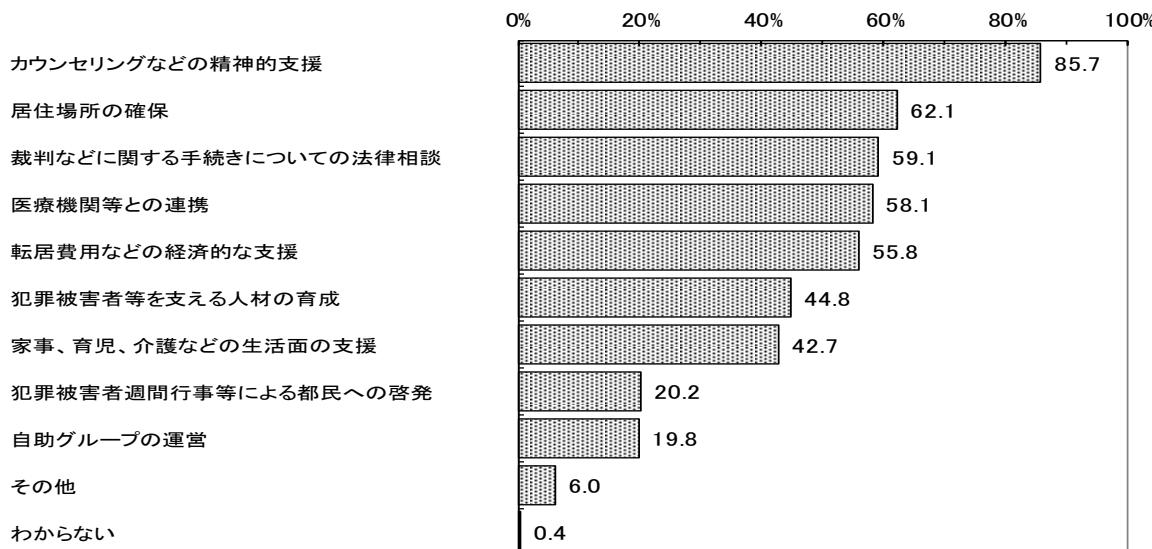
○東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターの支援内容

Q10 東京都では性犯罪・性暴力被害者の支援のために、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターを平成27年度から実施しています。あなたは、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターの支援内容について、どの程度知っていますか。次の中から、知っているものをいくつでもお選びください。 MA (n=496)



○性犯罪・性暴力被害者に必要と思われる支援

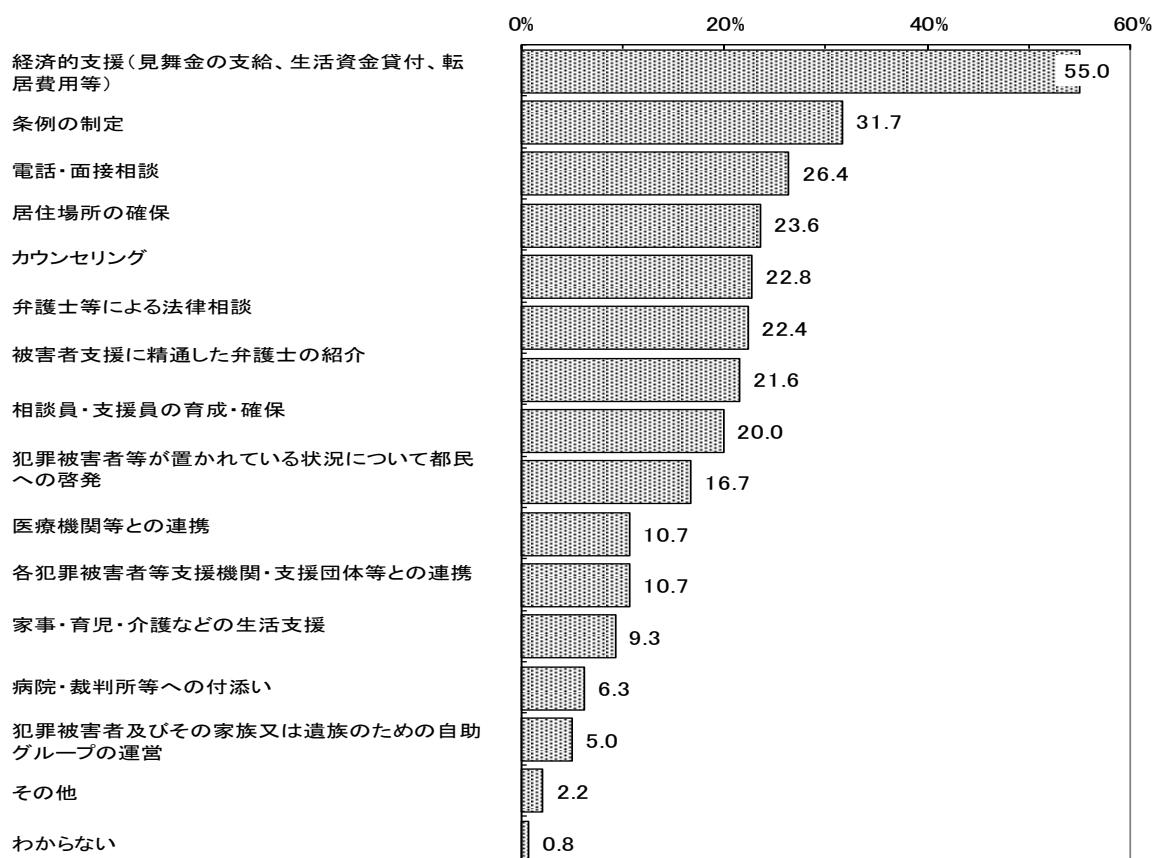
Q11 あなたが、性犯罪・性暴力被害者への支援の充実を図る上で、力をいれていくべきだと思われる支援をいくつでもお選びください。 MA (n=496)



○行政に望む取組

Q12 あなたは、犯罪被害者及びその家族又は遺族への支援策として、東京都や区市町村がどのようなことに取り組んでいいかと思いますか。特に必要だと思うことを、次の中から、東京都と区市町村それぞれ3つまで選んでください。 (3MA) (n=496)

【東京都に望むこと】



【区市町村に望むこと】

